

令和5年度
包括外部監査結果報告書

特定の事件（監査テーマ）

指定出資法人に係る財務事務の執行及び管理
の状況について

令和6年2月

大阪府包括外部監査人

弁護士 上原武彦

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3 外部監査の対象期間	1
第4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
第5 監査の視点・着眼点	3
第6 主な監査の実施方法	3
1 監査対象の法人及び府の管轄部署及びその経営管理の把握	3
2 予備調査	4
3 本調査での手続	4
4 外部監査の実施期間	4
第7 包括外部監査の実施者	4
第8 利害関係	5
第9 包括外部監査結果報告書の構成及び記載方法	5
1 留意した事項	5
2 構成	5
3 監査の結果及び意見の記載方法	5
(1) 「監査の結果」と「意見」	5
(2) 表記の方法	6
第10 その他	6
1 金額単位等	6
2 報告書の数値等の出典	6
第2章 大阪府の指定出資法人の概要	7
第1 概要	7
第2 国による地方公共団体の第三セクター等（指定出資法人等）改革の推進	7
第3 大阪府の指定出資法人に対する財政健全化政策について	8
第3章 包括外部監査の結果（監査結果及び意見）	10
第1 公益財団法人大阪国際平和センター（所管部局：府民文化部人権局）	10
1 公益財団法人大阪国際平和センターの概要（令和5年7月1日時点）	10
2 組織（令和5年4月1日現在）	11
3 設立目的及び事業内容	11
(1) 設立目的	11
(2) 事業内容	11

4	財務状況	14
(1)	貸借対照表	14
(2)	正味財産増減計算書	15
(3)	運営補助金収支決算書	16
5	大阪府の財政的関与及び人的関与	17
(1)	財政的関与	17
(2)	人的関与	18
6	監査の視点及び方法	18
(1)	監査の視点	18
(2)	監査の方法	18
7	指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）	19
(1)	大阪府が示した方向性	19
(2)	大阪府が示した方向性に対する対応	19
8	監査の結果及び意見	19
	【意見1 自動販売機設置場所に関する契約書の見直し】	19
	【意見2 科目としての「平和寄附金」の見直し】	19
	【意見3 展示物運搬料等についての科目の見直し】	20
	【意見4 施設使用料・入館料減免申請書の記載事項の確認漏れ】	20
	【意見5 特別展示室における使用料の定めについて】	22
	【意見6 附属設備についての使用料の定めについて】	22
	【意見7 自主財源の確保】	23
第2	公益財団法人大阪府国際交流財団（所管部局：府民文化部）	26
1	公益財団法人大阪府国際交流財団の概要（令和5年7月1日時点）	26
2	組織	26
3	設立目的及び事業内容	26
(1)	設立目的	26
(2)	事業内容	26
4	財務状況	28
(1)	貸借対照表	28
(2)	正味財産増減計算書	29
5	大阪府の財政的関与及び人的関与	30
(1)	財政的関与	30
(2)	人的関与	30
6	監査の視点及び方法	30
7	指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）	31
(1)	大阪府が示した方向性	31

(2) 大阪府が示した方向性に対する対応	31
8 監査の結果及び意見.....	31
【意見8 経営目標における指標の見直し】	31
第3 公益財団法人大阪産業局（所管部局：商工労働部）	33
1 公益財団法人大阪産業局の概要（令和5年7月1日時点）	33
2 組織	33
3 設立目的及び事業内容.....	36
(1) 設立目的	36
(2) 事業内容	37
4 財務状況.....	40
5 大阪府の財政的関与及び人的関与.....	42
(1) 財政的関与	42
(2) 人的関与	42
6 監査の視点及び方法.....	43
7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）	43
(1) 大阪府が示した方向性	43
(2) 大阪府が示した方向性に対する対応	43
8 監査の結果及び意見.....	43
(1) 令和元年統合による改革の方向性に関連する意見	43
【意見9 府派遣職員の充実】	43
【意見10 財源の活用方法の見直し】	46
(2) 事業計画における自己評価の手法に関する意見	47
【意見11 事業計画と予算の関連性の明示について】	47
【意見12 中期経営計画における成果測定指標（D I 値）の基礎となるデータの 充実】	47
(3) ビジネスマッチング事業に関する意見	49
【意見13 取引あっせん事業とB2Bネットワーク事業の統合】	49
【意見14 MO B I O及び大阪産業創造館でそれぞれ実施されているマッチング 事業の効率化】	51
(4) 固定資産実査にかかる監査の結果及び意見	53
【意見15 外注先所有資産の管理について】	53
【監査の結果1 固定資産管理シールの貼付漏れ】	54
【意見16 固定資産管理シールの貼付場所】	54
【監査の結果2 固定資産管理の不備】	55
第4 一般財団法人大阪府みどり公社（所管部局：環境農林水産部）	56
1 一般財団法人大阪府みどり公社の概要（令和5年7月1日時点）	56

2	組織	57
3	設立目的及び事業内容	57
	(1) 設立目的	57
	(2) 事業内容	58
4	財務状況	61
	(1) 貸借対照表	61
	(2) 正味財産増減計算書	62
5	大阪府の財政的関与及び人的関与	63
	(1) 財政的関与	63
	(2) 人的関与	65
6	監査の視点及び方法	65
	(1) 監査の視点	65
	(2) 監査の方法	65
7	指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）	66
	(1) 大阪府が示した方向性	66
	(2) 大阪府が示した方向性に対する対応	66
8	監査の結果及び意見	66
	【意見 1 7 公益目的支出計画に沿った効率的かつ有効的な支出】	66
	【意見 1 8 経営基盤の安定化について】	67
第 5	堺泉北埠頭株式会社（所管部局：大阪港湾局）	71
1	堺泉北埠頭株式会社の概要（令和 5 年 7 月 1 日時点）	71
2	組織	72
3	設立目的及び事業内容	72
	(1) 設立目的	72
	(2) 事業内容	72
4	財務状況	74
	(1) 貸借対照表	74
	(2) 損益計算書	75
	(3) 事業別損益計算書（令和 4 年度）	75
	(4) 事業別損益計算書推移	77
5	大阪府の財政的関与及び人的関与	78
	(1) 財政的関与	78
	(2) 大阪府との取引一覧	79
	(3) 土地建物等の所有・使用関係	80
	(4) 人的関与	80
6	監査の視点及び方法	82

(1) 監査の視点	82
(2) 監査の方法	82
7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）	83
(1) 大阪府が示すSSFの方向性	83
(2) 大阪府が示した方向性に対する対応	83
8 監査の結果及び意見.....	84
【意見19 資金の効率的な運用について】	84
【監査の結果3 資金等の運用に関する規程の整備について】	85
【意見20 指定出資法人に多額の余剰資金を保有させることの妥当性について】	85
【意見21 配当政策及び資金の還元策について】	85
【意見22 青果事業の在り方について】	86
【意見23 使用料及び貸付料の低廉な設定について】	89
【意見24 公募役員選考委員会の委員選任】	89
【意見25 S S Fに関する今後の方向性の見直し】	90
【意見26 阪神国際港湾との経営統合】	90

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）

外部監査のテーマ

下記大阪府指定出資法人に対する財務事務

- ① 公益財団法人大阪国際平和センター
- ② 公益財団法人大阪府国際交流財団
- ③ 公益財団法人大阪産業局
- ④ 一般財団法人大阪府みどり公社
- ⑤ 堺泉北埠頭株式会社

第3 外部監査の対象期間

原則として、令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）。ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度分についても監査対象とした。

第4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

1 大阪府には、令和5年4月1日時点で大阪府の指定出資法人（公益財団法人・一般財団法人、会社法法人等）合計20法人が存在している。この内、「令和5年度大阪府行政経営の取組み」において民営化すべきとされたもの2法人、抜本的見直しが必要とされたもの4法人、存続するとされたもの14法人がある。

そして、令和4年度（期末）において、大阪府の指定出資法人に対する財政的支援は、補助金18億2839万円、委託料98億2890万9000円、貸付金16億0093万3000円、その他（分担金、負担金、出捐金等）61億6336万4000円、損失補償・債務保証残高341億3501万9000円、府借入金残高858億0935万6000円となっている。この内、上記監査テーマ対象指定出資法人に関しては、補助金4億9452万5000円、委託料3億4316万6000円、貸付金16億円、その他（分担金、負担金、出捐金等）9788万2000円、損失補償・債務保証残高0円、府借入金残高62億6224万2000円となっている。

上記監査対象指定出資法人に関して、大阪府から係る財政的関与がなされていることについて、必要性、有効性・経済性・効率性の観点及び適法性（合規性）の観点から外部監査を実施する必要性があると考えた。

20ある指定出資法人においては今回の監査テーマは5法人に限定されることとなったが、これは、直近の監査委員監査及び本年度の監査委員監査と調整した結果であ

る。しかし、この5法人に関してより突っ込んだ調査を行い、指定出資法人の在り方そのものを追求できればと考えた。

令和5年度において存続している大阪府の指定出資法人について、大阪府の検討結果により大阪府の財政的負担が、指定出資法人の存在目的との関係で適正となっているのか調査をした。

2 大阪府の過去の包括外部監査のテーマを確認したところ、平成24年度の包括外部監査において「各種の団体に対する検査・指導・監督等の事務について」で指定出資法人に関する財務事務が取り上げられている。

しかし、同監査においては、その対象は、各種団体の大阪府の法的な指導監督又は検査の体制であり、今回取り上げた指定出資法人の財務事務に関する監査とは内容が異なっている。今回の監査は、監査対象である各指定出資法人に対する大阪府からの補助金、業務委託、大阪府の債務負担等による大阪府の財政負担の事態そのものを直接とらえるものであり、大阪府の各手段に対する事務執行についての検査及び検査体制を監査の視点とした過去の包括外部監査とは重複するものではなく、今回の監査に直接影響を及ぼすものではない。

また、大阪府の財政再建プログラム（案）、大阪府財政構造改革プラン（案）は、改革工程の中に位置づけられた指定出資法人改革の方向性をとらえ、大阪府からの財政支出について分析し、各指定出資法人に対する自立、廃止などの提案を行い、大阪府の財政的負担の軽減を求めているものであり、今回の監査目的、視点として重要なものとなっている。

これらは、各種団体に対する指導監督又は検査体制とは異なり、大阪府の財政的負担の必要性に言及するものであり、大阪府の財政に直接影響を与えるものとなっており、今回の監査の目的に資するものとなっている。

従って、大阪府の過去の監査テーマと今回の「指定出資法人の財務事務」について正面から見据えた包括外部監査は、直接重複するものとはいえない。

3 更に、大阪府の監査委員監査において、大阪府の指定出資法人に関して、その一部について監査が実施されたようであるが、監査委員がこれにより上記監査対象指定出資法人の財務事務について財務面、行政経営面から監査意見が出されたものは無いようである。

4 一方、他の地方公共団体における包括外部監査のテーマとして、指定出資法人又はこれに類する法人の財務事務については、多く取り上げられている。その年代は、平成20年頃から令和4年まで多様であり、大阪府下の地方公共団体である枚方市、八尾市においても監査テーマとして取りあげられている。

地方公共団体において、包括外部監査の対象テーマに選定した理由は、いずれも行財政改革において指定出資法人に対する地方公共団体の関与のあり方を監査するものであり、今回の監査テーマの選定理由と同じである。

指定出資法人又はこれに類する団体に対する包括外部監査を行っている地方公共団体が多数に上ることは、地方公共団体の指定出資法人に対する財務負担が多く、その財務事務、行政経営に対してその影響の大きさや住民の関心の大きさを示すものであり、今回の指定出資法人に対する包括外部監査を実施することの必要性を感じるところである。

5 以上の理由により、「指定出資法人(前記第2項に記載した指定出資法人)の財務事務」を監査対象としているものである。

第5 監査の視点・着眼点

指定出資法人は大阪府から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営の原則は、当該法人の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその法人が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、大阪府が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

そこで、監査テーマとして選定した指定出資法人の財務事務の執行について、以下の基本的視点をもって監査を実施した。

- ① 事務執行の合規制 法令違反の事務執行がされていないか。
- ② 最小の経費で最大の効果をあげているか(同法2条第14項経済性・効率性・有効性【いわゆる3Eの観点】)
- ③ 住民の福祉の増進に寄与するものであるかどうか(同法第2条第14項)。
- ④ 組織及び運営の合理化、規模の適正化が図られているか(同法第2条第15項)。
- ⑤ 府知事が毎事業年度終了後、指定出資法人の経営評価を行い、指定出資法人に対して助言・必要で適切な措置を講じているか(大阪府の指定出資法人等への関与事項等を定める条例第4条第1項乃至第3項)。

第6 主な監査の実施方法

1 監査対象の法人及び府の管轄部署及びその経営管理の把握

包括外部監査は、後述の包括外部監査人及び6名の補助者において行ったが、各自担当する指定出資法人を分担し、個別的な指定出資法人に対するヒアリング、資料提供依頼、現地調査の実施を行い、これらの結果を踏まえた数度にわたる会議において上記調査の視点に関する意見を調整し、各担当において報告書原案を作成した上で、監査人に

において最終会議で内容を確定させる形で全体の報告書を作成した。

従って、各担当者の報告書の記載内容及び方法は、上記会議で確認しているが、全体としての報告書の内容及び指摘・意見に関しては監査人の考えが反映されており、全体としての統一を図っている。

2 予備調査

予備調査において、今回の監査テーマとなる5つの指定出資法人に対して、大阪府のホームページからの情報を踏まえ、ある程度詳細にわたる概括的質問を行い、各指定出資法人に対する大阪府の財政的関与の実態を把握した。

3 本調査での手続

対象法人及び管轄部署の担当者に対するヒアリング等による調査

包括外部監査人補助者を5つの指定出資法人に割り当て、予め質問事項を提出した上、その回答を書面で求めるとともに、ヒアリングを実施し、更に必要に応じて質問事項の提出とヒアリングの実施を繰り返すことで調査の精度を高め、各指定出資法人の財務状況、経営管理の状況を把握すべく調査を行った。

その中で、各指定出資法人の業務実施状況を把握すべく、現地調査を実施し、現地においても、業務に従事している職員からもヒアリングを行った。

4 外部監査の実施期間

包括外部監査は、令和5年4月24日から令和6年1月15日まで実施した。

調査報告書を作成するにあたって、調査が不十分な部分について、令和6年1月に入ってから、各補助者から指定出資法人の担当者や大阪府の所管している部署の担当者に対して質問事項を提出してヒアリングを行ったため、調査の実施時期が令和6年1月中旬にまで及んだ。

第7 包括外部監査の実施者

包括外部監査人	上原武彦	弁護士
補助者	西尾和則	弁護士
同	本村 勲	公認会計士
同	山本婦紗子	弁護士
同	千賀大祐	弁護士
同	大内美香	公認会計士
同	平澤威海	弁護士

第8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第9 包括外部監査結果報告書の構成及び記載方法

報告書の作成に当たって

1 留意した事項

具体的な事実認定や適法性の確認は、指摘・意見の前提となるばかりか、3Eについて判断するための大前提となるため、具体的に検討し、記載することとした。そのため、事実認定や適法性判断のために、頁数をかけているが、監査報告書の性質上、必要なことであると考えている。

2 構成

また、適法性（合規性）を中心とした判断として、条例等の法規を記載しているが、必ずしも、適法性に限定されているわけではない。

検証に関する規程など、有効性・経済性・効率性の確認につながる規範も少なくない。

3 監査の結果及び意見の記載方法

以上を踏まえて、上記第5で述べた、適法性・有効性・経済性・効率性・公平性・透明性の各視点に基づき、条例などの法規に反しているもの、今後同じ状態が続くようであれば条例などの法規に反する状態となるものについては、違法又は不当な状態であるとして、指摘としている。規範に反しているとまではいえないものについては、一定の裁量があることを尊重して、意見としている。ただし、合理性の観点から、望ましいと考える措置等について、意見を述べている。

(1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象法人の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するに当たっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の標記上は単に「結果」）と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性(準拠性)、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

(2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」については、その趣旨が分かりやすいように、詳細な理由を付し、今後の大阪府部局の対応の可否について措置を取りやすいようにしている。

第10 その他

1 金額単位等

金額については、原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他に報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、大阪府が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2章 大阪府の指定出資法人の概要

第1 概要

大阪府は、府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図るとともに、府政の透明化を確保し、もって府民の福祉の向上に資する観点から指定出資法人を設立しているが、その管理を行うため「大阪府の指定出資法人等への関与事項等を定める条例」（平成十八年三月二十八日）を制定している。そして、同条例第2条第1項規定する法人に関して指定出資法人の要件を定義し、規則を定め法人を指定している。

大阪府における指定出資法人とは、資本金、基本金その他これらに準ずるものの府の出資割合が四分の一以上である法人等で、府の行政運営と密接に関連性を有するものとして当該法人を所管する知事等の規則で定めるもの及び出資法人以外の法人のうち、府が財政的援助又は人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている法人で、知事等の規則で定めるものをいう（大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例）。

第2 国による地方公共団体の第三セクター等¹（指定出資法人等）改革の推進

1 国は、平成20年6月6日、「平成20年度地方財政の運営について」という総務次官通知を出し、その中で、「第三セクター等の状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態を含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に把握した上で、総合的な行財政の健全化に取り組むこと」を要請した。

2 更に、国は、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）に基づき「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付総務省自治財政局長通知）により、各自治体に対して平成21年度までに「改革プラン」の策定が求められ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を受けて、第三セクター等の経営改革を進めるとし、「第三セクター等の抜本的改革の推進などについて」（平成21年6月23日総務省自治財政局長通知）において地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要であるとし、ガイドラインを示し地方公共団体において「改革プラン」を策定し集中的な取り組みを要請した。

3 そして更に、国は、平成26年8月5日、新たに「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」という総務省自治財政局長通知を出し、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立を適切に取り組むよう要請し、新たな指針を示した。

¹ 第三セクターとは、（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人並びに会社法法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社等）という。

国は、この指針において、公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等）は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資（原則として 25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

そして、地方公共団体は、第三セクター等の現在または将来の経営条項や資産債務の状況について、適切に把握することが必要であり、そのための監査をし、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要であるとした。その上で、基準を示し地方公共団体は第三セクターについて抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべきとした。

第3 大阪府の指定出資法人に対する財政健全化政策について

大阪府では、平成 20 年度までに、44 の指定出資法人が設立されていたが、平成 20 年度に、全ての府の財政に関して、事業事務、指定出資法人、公の施設についての関与をゼロベースで見直すこととし、「財政再建プログラム（案）」（平成 20 年 6 月）を作成した。このように、大阪府の全ての財政を見直す中で、指定出資法人に対しても大阪府の関与を見直し、それぞれの団体の自律性を発揮するように抜本的な見直しをし、法人の廃止、抜本的見直し、統合、民営化、自立化を企図するとともに、府職員の各指定出資法人への派遣の見直しを促す方針を決定した。

これは、大阪府が、将来にわたって財政健全化団体（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 4 条）にならないために財政構造改革に取り組んだ結果であった。

そして、平成 20 年度に策定した集中取組期間（平成 20 年度～同 22 年度）の終了に当たりその取組実績をまとめた。

これにより、平成 22 年度までに 44 あった指定出資法人を廃止、統合等により 24 法人とするとともに、各指定出資法人から大阪府派遣職員の大幅な引上を行い、出資法人改革により約 98 億円の財政的効果があったとされている。

更に、大阪府は、平成 27 年 2 月、「行財政改革推進プラン（案）」を策定し、指定出資法人に関して、経営評価制度や人的関与の必要性の点検等により、府としての法人に対する関与の見直し、法人経営改善を進めるとしている。その中で、今後の方向性として、今回監査対象とした指定出資法人に関しては、公益財団法人大阪府国際交流財団については平成 34 年（令和 4 年）3 月廃止予定とした。公益財団法人大阪産業振興機構及び堺泉北埠頭株式会社は、抜本的見直しをすることとされ、公益財団法人大阪国際

平和センター、一般財団法人大阪府みどり公社は存続するとされた。

その後、平成 29 年 2 月以降、毎年度、指定出資法人の今後の見直しの方向性を議論し、各法人に関する実績を評価し、公益財団法人大阪府国際交流財団についてはその活動を再評価し、定款を更に変更して廃止せず永続することとしている。

その後、令和 2 年度に、各法人について、今までの取組の経過・現状・課題を挙げ、今後の方向性を示し、その結果、令和 4 年度には、20 の指定出資法人が存続している。

第3章 包括外部監査の結果（監査結果及び意見）

第1 公益財団法人大阪国際平和センター（所管部局：府民文化部人権局）

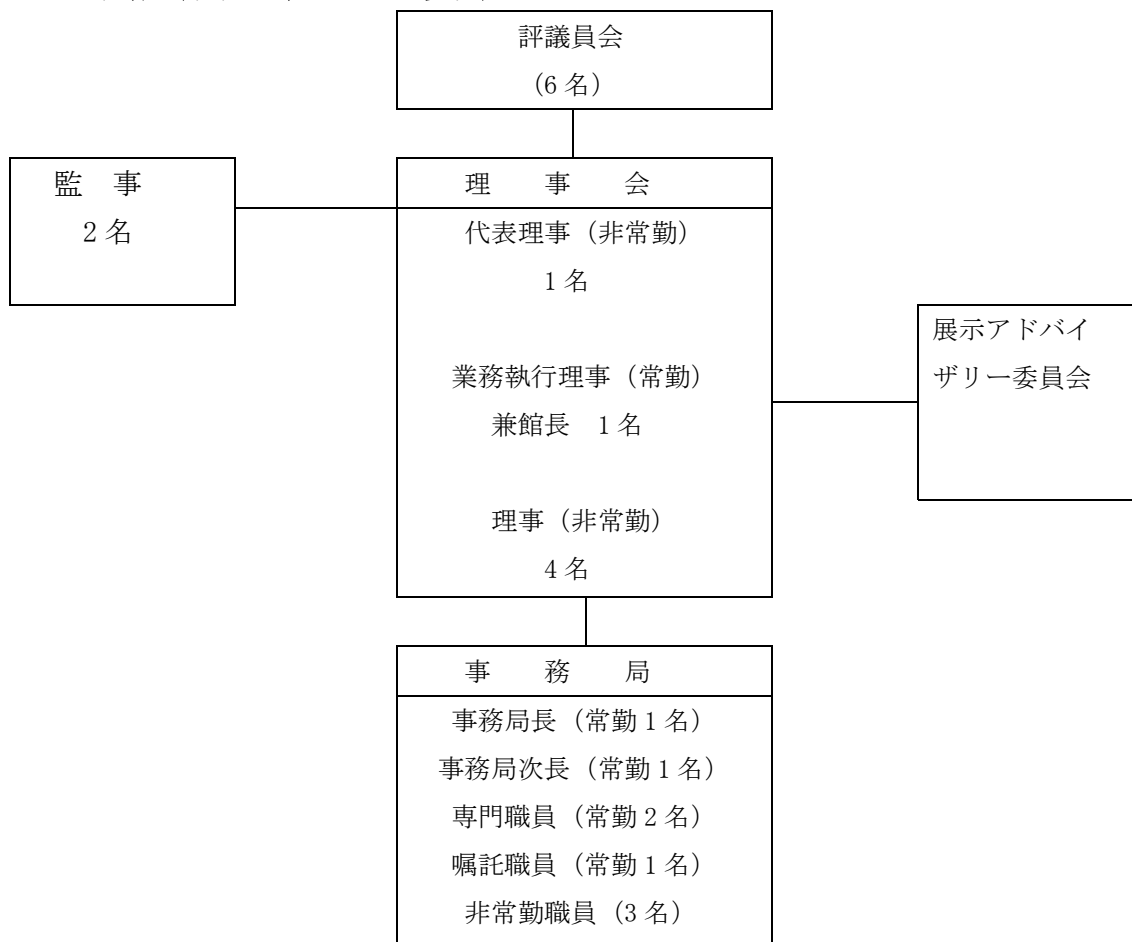
1 公益財団法人大阪国際平和センターの概要（令和5年7月1日時点）

法人名	公益財団法人大阪国際平和センター		
所在地	大阪市中央区大阪城2番1号		
設立年月日	平成元年7月 財団法人大阪国際平和センター 設置 平成26年4月 公益財団法人に移行		
基本財産の額	2億円	大阪府出捐額	1億円
出捐団体	大阪府、大阪市	大阪市出捐額	1億円
役員構成	8名（常勤役員1名、非常勤役員7名）		
職員数	5名		
設立の経緯	<p>昭和56年8月 「大阪府平和祈念戦争資料室」を開設</p> <p>昭和60年7月 「世界平和を考える大阪会議」を設置</p> <p>昭和62年11月 大阪府が「大阪平和ビジョン」を策定</p> <p>平成元年7月 大阪府と大阪市の出資により財団法人大阪国際平和センターを設立</p> <p>平成3年9月 大阪国際平和センター（愛称；ピースおおさか）開館</p> <p>平成15年3月 入館者が延べ100万人に到達</p> <p>平成17年8月 「大阪空襲死没者を追悼し平和を祈念する場」を整備</p> <p>平成26年4月 公益財団法人大阪国際平和センターに移行</p> <p>平成27年4月 展示リニューアルオープン</p> <p>平成28年1月 入館者が延べ200万人に到達</p>		

大阪国際平和センター（通称 ピースおおさか）外観 （大阪府より提供）



2 組織（令和5年4月1日現在）



（事務概要書（決算書）より引用）

3 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

大阪空襲の犠牲者を追悼し、平和を祈念するとともに、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示等を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって、世界の平和に貢献することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 主要事業

ア) 展示情報事業

1階から3階までの展示室をAからFまでの6ゾーンに分け、テーマごとの常設展示を行い、スロープにおいても、空襲体験者の「証言と体験画の回廊」として、建物全体を活用した展示を行っている。また、実物資料、視聴覚資料、図書資料の適切な収集と管理に努め、展示及び貸出資料への利活用を図るとともに、「収蔵品管理システム」に

より資料の整理、保存等を適切に行っている。

令和4年度における資料収集件数

単位：点

	寄贈資料	購入資料	製作資料
実物資料	14	0	0
視聴覚資料	22	24	6
文書資料	22	0	0
図書資料	48	8	0
計	106	32	6

令和5年3月末の資料収集件数（収蔵検索システム登録件数）

・物品：11,279点

（実物 4,780点、文書 1,981点、視聴覚 4,353点、その他 165点）

・図書：34,933点

（大阪府より提供）

（イ）企画事業

特別展を開催する等所蔵資料の活用を図ると共に、関係機関・団体の協力を得ながら、公演会・平和学習講座の開催、ウィークエンド・シネマ・親子（映画）まつりでの上映、出前事業などの企画事業の開催を行っている。

（ウ）グッズ等販売事業

写真集や扇子、ハンカチタオル等大阪国際平和センターオリジナルグッズの販売を行っている。

イ その他の事業

被災地への復興支援（義援金）等の他、大阪空襲死没者の追悼及び平和を祈念するため平成17年度に整備した「刻の庭」の運営管理を行うと共に、大阪空襲死没者名簿の管理、新規搭載申出の受付等を行っている。なお、令和5年3月31日現在における登載者数は9,144名であり、うち9,096名については刻の庭前で公開している。

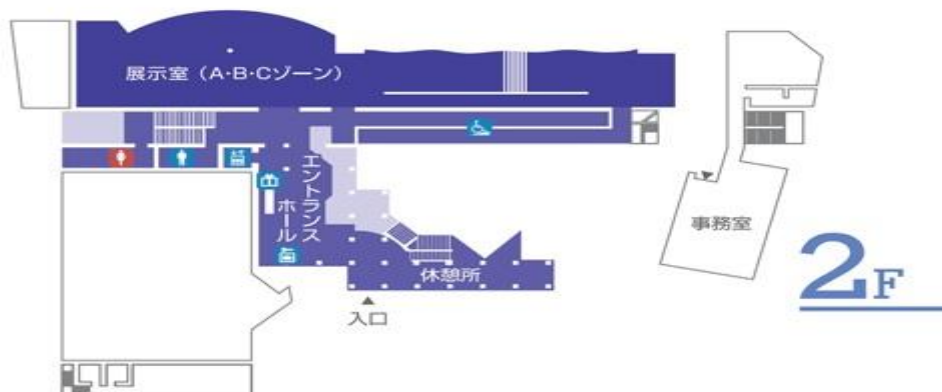
事業費から見た各事業規模の割合

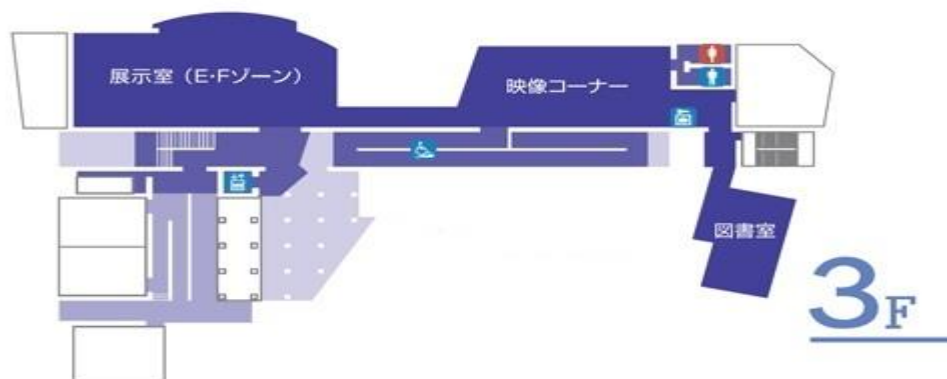
(単位：千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
① 展示情報事業	12,097	21,335	17,535	11,471
全事業合計に占める割合	50.0%	84.1%	84.4%	45.4%
② 企画事業	12,117	4,022	3,002	13,261
全事業合計に占める割合	50.0%	15.9%	14.5%	52.5%
③ グッズ等販売事業	0	1	232	410
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	1.1%	1.6%
④ ①～③以外の事業	0	0	0	100
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
全事業合計	24,214	25,358	20,768	25,242

(大阪府より提供)

大阪国際平和センター平面図





(大阪府より提供)

4 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	
貸借対照表	資産合計	2,167,981	2,057,119	2,000,371	1,931,992	1,847,948	
	資産	流動資産	56,915	15,279	20,028	26,091	17,095
		現金預金	55,746	14,094	18,565	24,808	15,821
		未収入金	109	25	31	30	49
		その他	1,059	1,160	1,432	1,253	1,224
		固定資産	2,111,066	2,041,840	1,980,343	1,905,901	1,830,853
		基本財産	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
		特定資産	1,894,449	1,825,774	1,764,800	1,690,876	1,616,346
		その他	16,616	16,066	15,543	15,025	14,508
	負債合計	47,665	8,798	15,574	23,953	15,658	
	負債	流動負債	47,665	8,798	15,574	23,953	15,658
		短期借入金	0	0	0	0	0
		未払金	47,430	8,578	14,262	22,679	14,360
		その他	235	220	1,312	1,273	1,298
		固定負債	0	0	0	0	0
		長期借入金	0	0	0	0	0
各種引当金		0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	
正味財産合計	2,120,316	2,048,322	1,984,797	1,908,039	1,832,290		
財正産味	指定正味財産	2,094,449	2,025,774	1,964,800	1,890,876	1,816,346	
	一般正味財産	25,866	22,548	19,997	17,163	15,945	

資産のほとんどは 17 億円程度の建物である。特定資産の減少は、主としてこの建物の当期の減価償却による減少によるものである。また、年度末の未払金の変動により現預金が増減したにすぎない。

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減	経常収益	207,334	211,268	195,661	200,456	215,159
		基本財産運用益	2,259	1,913	1,371	705	704
		特定資産運用益	0	0	0	0	0
		受取会費	344	344	334	316	330
		事業収益	2,668	2,513	1,628	1,523	2,416
		グッズ等販売事業収入	410	375	250	224	330
		受取補助金等	125,419	127,913	114,377	117,829	131,984
		受取負担金	0	0	0	0	0
		受取寄附金	73	69	22	14	12
		平和寄金収入	0	0	35	2	28
		FA償却振替	75,942	78,002	75,482	76,759	77,241
		その他	218	138	2,162	3,084	2,115
	経常費用	210,153	214,587	198,212	203,290	216,297	
	事業費	185,407	187,533	166,928	173,876	187,841	
	管理費	24,747	27,054	31,283	29,413	28,456	
	当期経常増減	-2,820	-3,319	-2,551	-2,834	-1,138	
	経常外収益	0	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	81	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	-81	
当期一般正味財産増減額	-2,820	-3,319	-2,551	-2,834	-1,219		
指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-59,448	-68,675	-60,974	-73,924	-74,531		
正味財産期末残高	2,120,316	2,048,322	1,984,797	1,908,039	1,832,290		

(事務概要書より作成)

受取補助金等の増加は主として長期修繕補助金の増加によるものである。
事業費の増加も主として長期修繕工事等修繕費の増加によるものである。

(3) 運営補助金収支決算書

(収入) 大阪府運営費補助金 金 4500 万円

入館料等自主収入 金 453 万 7015 円

(支出)

(単位：千円)

	決算額	補助事業に要した経費	大阪府補助金精算額
管理費	70,527	70,202	35,101
人件費	20,898	16,964	8,482
役員報酬※	8,616	4,077	2,038
職員 給料手当等	12,282	12,887	6,444
事務費	49,629	53,238	26,619
臨時雇賃金		3,250	1,625
旅費交通費		219	109
通信運搬費		394	197
消耗品費		951	476
修繕費		81	40
光熱水費		7,694	3,847
賃借料		478	239
保険料		503	251
租税公課		37	19
負担金		69	35
委託費		39,562	19,781
事業費	23,472	19,776	9,888
人件費	13,662	11,607	5,804
職員 給料手当等	13,662	11,607	5,804
展示情報事業費	9,810	8,168	4,084
印刷・出版費		418	209
資料収集・制作費		3,775	1,887
常設展示等充実費		3,975	1,988
計	93,999	89,978	44,989

(2022 年度公益財団法人大阪国際平和センター運営補助金収支決算書より作成)

(収支) 大阪府運営費補助金 金 4500 万円

大阪府補助金既受領額 金 4500 万円

大阪府補助金精算額 金 4498 万 9061 円

差引過不足額 金 1 万 939 円

※役員報酬の補助事業に要した経費は決算額から入館料等自主収入を控除した額

入館料等自主収入を全額役員報酬に充て、その他の管理費及び事業費の全てが、大阪府と大阪市からの補助金により賄われている状況である。

5 大阪府の財政的関与及び人的関与

(1) 財政的関与

大阪府の財政的関与の状況の詳細は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助金	70,360	68,091	64,150	59,708	67,014
委託料	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0
その他(分担金・負担金等)	22	0	365	355	430
府損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	0
府借入金残高(期末)	0	0	0	0	0

(出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告より作成)

大阪府の財政的関与比率は、次の表のとおりである。

	H30	R1	R2	R3	R4
補助金/経常収益	33.9%	32.2%	32.8%	29.8%	31.1%
委託料/経常収益	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
貸付金/総資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他/経常収益	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
損失補償等債務/総資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
府借入金/総資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

公益財団法人大阪国際平和センターに対する大阪府からの財産的関与は、上記の通り、もっぱら、補助金によるものである。

(2) 人的関与

役員・職員に対する府の人的関与の状況は次の表のとおりである。

各年7月1日現在（単位：人）

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計	うち 府職員	うち 府OB	計	うち 府職員	うち 府OB	計	うち 府職員	うち 府OB
役員	常勤	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	非常勤	7	1	0	7	1	0	7	1	0
職員	常勤	5	0	1	5	0	1	5	0	1
	非常勤	0	-	-	0	-	-	0	-	-
パート・アルバイト		3	-	-	3	-	-	3	-	-

（出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告より作成）

6 監査の視点及び方法

(1) 監査の視点

ア 公益財団法人大阪国際平和センターに対して、大阪市と共に支払う補助金額の決定にあたり、支払いの必要性及び額の相当性等について合规性の観点から適切な検討・判断がなされているか、補助金等支払い後のモニタリングが適切になされているか等の観点から監査を行った。

イ 大阪府による人的関与の必要性及び相当性について、派遣人員数やその者の役割、その者による事業運営及び計画の実現可能性が検討されているか、派遣人員に対する給与・報酬についてもその適切性・妥当性の観点から監査した。

ウ 大阪府が支出した補助金が効率的かつ有効に活用されることを期待できるか、大阪府の財政運営に対するリスクは最小限に抑えられているかという観点から、公益財団法人大阪国際平和センターの行う事業の採算性や中期経営計画の適切性・相当性を検証すると共に、公益財団法人大阪国際平和センターによる事業運営の必要性、計画的な事業運営の妥当性等の観点から監査を行った。

(2) 監査の方法

ア 上記(1)監査の視点ア乃至ウの視点から監査を行うべく、各年度決算時における公益財団法人大阪国際平和センターから大阪府への提出資料を精査するとともに、これに基づく関与の在り方についての評価、見直しに関する大阪府内部の意思決定手続資料を精査し、担当部署等へのヒアリングを実施した。

イ 上記(1)監査の視点ウの視点からの監査にあたっては、公益財団法人大阪国際平和センターからの提出資料だけでは確認できない事項等について、追加で資料提供を求め、職員等へのヒアリングを実施した。

7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）

(1) 大阪府が示した方向性

「令和5年度大阪府行政経営の取組み」においては、「ピース大阪の運営を通じ、大阪空襲犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次の世代に伝える」ものとして、存続の方向性が示されている。

また、「出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告<令和5年9月>」においては、「府内小中学校来館率」、「入館者数」及び「入館者一人当たりの事業費」について目標値を大幅に達成しているとして評価できるとされている。もっとも、「貸出資料利用件数」の目標値については、学習形態の変化により学校への貸出件数が減少したこと等から未達成となっているとして、目標達成に向けた取り組みが求められるとされた。

(2) 大阪府が示した方向性に対する対応

ピースおおさかの運営を通じ、大阪空襲犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次の世代に伝える役割が継続的に事業遂行されており、特筆すべき点はない。

8 監査の結果及び意見

【意見1 自動販売機設置場所に関する契約書の見直し】

自動販売機設置場所に関して賃貸借契約を締結している以上、その賃貸場所の対価については、「使用料」ではなく「賃料」ないしは「賃借料」と表記すべきである（理由）

大阪国際平和センター内に自動販売機3台を設置している場所について、公益財団法人大阪国際平和センターは、自動販売機所有・管理会社と賃貸借契約を締結している。この賃貸借契約において、賃貸部分の対価を「使用料」としている。これは、地方自治法第225条に定める公の施設の使用料と混同しているものと思われる。

あくまで賃貸借契約関係にある以上、「賃料」ないしは「賃借料」とすべきである。

【意見2 科目としての「平和寄附金」の見直し】

自動販売機設置賃借料及び著作権収入について、「平和寄附金」として取り扱っているが、事業運営費に充てられている点において入館料収入と変わらないことから、「賃借料」「著作権料」として計上するのが望ましい。

（理由）

大阪国際平和センター内の自動販売機3台の設置場所については賃貸借契約を締結し、その対価について「使用料」としている点は、前項で指摘したが、契約上、当該「使用料」を、自動販売機所有・管理会社は「寄附金」として支払う事と定めている。

また、大阪国際平和センターが著作権者となっている楽曲について著作権収入が発生しているが、当該著作権収入も「寄附金」とすることとされている。

しかし、「寄附金」とは、見返りを求めずに行う金銭や物品その他経済的利益の贈与または無償の供与をいうのであり、自動販売機の設置場所の使用料はその支払いにより自動販売機が設置されるという見返りがあり、著作権料を支払う事により著作物を利用できるという見返りがある以上、「寄附金」とは言い難い。

この点、公益財団法人大阪国際平和センターにおける「寄附金」とは、当該施設の運営事業、特に、年4回の特別展や平和祈念事業のために使用するものであるとのことであるが、大阪国際平和センター入館者から徴収する入館料も事業運営に充てられており、その収入の趣旨において違いがない。

むしろ、入館者が平和を望み入館の上、展示物の閲覧等を行うほうが、来館者の飲料の購入のために設置された自動販売機の賃借料よりも、より平和への寄附の理念が窺われると言っても過言ではない。

したがって、本来の収入費目に沿った取り扱いをする方が望ましい。

【意見3 展示物運搬料等についての科目の見直し】

展示物の運搬料及び被災建物入館料の支払科目を、「事業費・常設展示等充実費賃借料」として取り扱っているが、趣旨が全く異なることから、本来の支出趣旨に則った支払科目で計上するのが望ましい。

(理由)

令和4年度の支出において、「出前展示搬入のためのタクシー代」及び東日本大震災の被災建物の「入館料」について、支出科目を「事業費・常設展示等充実費賃借料」として取り扱っていた。

しかし、前者であれば、明らかに展示物の「運搬料」であり、後者であれば、事業運営のための視察にあたっての入館料ゆえ「事業費」に該当する。

支出科目について、それぞれの支出趣旨に則り計上するのが適切である。

【意見4 施設使用料・入館料減免申請書の記載事項の確認漏れ】

会議室や講堂の使用につき、事前の使用許可の取得と使用料額が、公益財団法人大阪国際平和センター管理規程に、減免対象と減免内容については公益財団法人大阪国際平和センター入館料等減免要綱に、それぞれ定められている以上、減免申請を受けた場合に許可権限者は、減免申請書において減免根拠条項等記載事項に漏れがないか確認の上、承認すべきである。

(理由)

大阪国際平和センターには、講堂、展示室4ゾーン、会議室3室の他、特別展示室1室があり、前述の各事業を展開しているところ、会議室3室、特別展示室及び講堂につ

いては、大阪府、大阪府内の市町村、国又は館長が特に認めた公共的団体等が、①戦争と平和に関する研修会、啓発事業等、②人権に関する研修会、啓発事業等、③入館者増に寄与するなどセンター活性化に資すると認められる事業を実施する場合、使用することができる、公益財団法人大阪国際平和センター管理規定第7条に定められている。

そしてその使用料額については、同規程第9条に定められているところ（下段表参照）、公益財団法人大阪国際平和センター入館料等減免要綱2及び附則2において、以下のように使用料の減免を定める。

<p>＜公益財団法人大阪国際平和センター入館料等減免要綱＞ 抜粋</p> <p>2 使用料の減免について</p> <p>財団は、次に掲げるところにより、使用料を減免する。</p> <p>(1) 大阪府又は大阪府内の市町村が使用する場合 免除</p> <p>(2) 代表理事が特に認めた公共的団体等が行う事業で財団と共催する場合 免除</p> <p>(3) 代表理事が特に認めた公共的団体等が行う事業で財団が後援する場合 1/2減額</p> <p>附則</p> <p>2 当分の間、館長が特に認めた公共的団体等が行う平和研修等及び人権研修等については、使用料を免除する。</p>
--

しかしながら、令和4年度において、大阪府又は大阪府内の市町村ではない、公共的団体等が講堂及び会議室を使用した3件における使用料及び入館料減免申請書において、減免根拠規定の記載漏れがあるにもかかわらず、公益財団法人大阪国際平和センターは、申請者に補正を求めず、したがって、申請書に根拠が示されていない状態で、根拠条項を判断し、起案による減免の承認の決定を行った。施設内の講堂や会議施設の使用を許可することによる使用料収入は、貴重な自主財源となること、使用料等を減免する場合とその減免内容を、別途、公益財団法人大阪国際平和センター入館料等減免要綱において定めていることから、いかなる条項に基づき、減免の申請がなされたか、その記載を確認の上承認しているか、明確にすべきである。

また、当該3件の内1件は公共的団体等と言えるが、公益財団法人大阪国際平和センターと共催もしくは同センターが後援している場合ではなく、申請書およびその添付資料を確認する限りは、平和研修等及び人権研修等に該当するか判断できない申請書であった。

使用料徴収という財務事務に関し要綱に基づく免除要件の該当性を判断するにあたっては、合規性・透明性・公平性の観点から、厳格に行うべきであり、免除要件該当性が申請書から判断できるよう、使用目的欄への詳細な研修内容等の記載を必須とすべきで

ある。

そして、講堂等の使用許可及び使用料等減免申請がなされた場合には、上記減免要綱に基づいて減免の適否について精査する必要がある。

区 分	午 前 (9 : 30～12 : 00)	午 後 (13 : 00～16 : 30)	午前・午後 (9 : 30～16 : 30)
会議室 1	2,000 円	3,000 円	5,000 円
会議室 2	2,000 円	3,000 円	5,000 円
会議室 3	2,000 円	3,000 円	5,000 円
講 堂	20,000 円	25,000 円	45,000 円

【意見 5 特別展示室における使用料の定めについて】

大阪国際平和センターには、講堂、展示室 4 ゾーン、会議室 3 室の他、特別展示室 1 室があるが、前述の通り、使用料額については、講堂と会議室については定めがあるも、特別展示室については定められていない。特別展示室についても、使用許可をして使用を認めている以上、講堂や会議室と同様使用料額を定めることが望まれる。

(理由)

施設の使用については、前述の通り、公益財団法人大阪国際平和センター管理規程において、使用できる団体等を限定すると共に、使用目的事業も限定している。

そして、特別展示室については、さらに、財団と共催し、又は財団が後援もしくは協力する事業を行う場合に限っている。

しかし、このように使用が限定されていることと、使用料徴収の要否は連動しない。しかも、実際に、令和 4 年度においては、大阪市小学校教育研究会からの要請に基づき「児童絵画・版画作品展」として特別展示室の使用を許可している。他の展示室が全て利用されており、他方、夏休み期間中に展示作品の保護者等の来館により大阪国際平和センターの活性化につながるとして使用を許可した対応は、活性化の観点からは望ましい。ただ、公平性・合規性・透明性の観点からは、このように、特別展示室を会議室等と同様、他の団体等が利用することがありうる以上、特別展示室についても使用料額自体は定めた上で、使用料の減免の要否を検討する方が望ましい。

【意見 6 附属設備についての使用料の定めについて】

講堂や会議室の使用にあたり、司会台やマイク、スクリーン等附属設備を使用する際の使用料についても定めを設けることが望ましい。

(理由)

現在、司会台やマイク、スクリーン等附属設備について、無償での使用を認めている。これらの附属設備を主に大阪国際平和センター自身が使用しているため、他の団体等の

使用につき無償にしているとのことであるが、これらの附属設備を購入し、その後も問題なく使用できるよう、メンテナンスや修理等維持管理にも費用が発生すること、講堂や会議室の使用につき使用料が減免にならない場合もあり、かかる場合の附属設備の使用についても無償とすることは、自主財源の確保の観点からは望ましくない。他の自治体においては、平和祈念館等でのマイク等附属設備の使用料を規定している例もある。これらの附属設備の利用が主に平和事業という、国際的にも関心が高く公共性も高い事業においてである点は使用料の減免において判断し、附属設備の財産性・収益性の観点から、使用料を定めるのが望ましい。

【意見7 自主財源の確保】

公益財団法人大阪国際平和センターにおいては、その事業運営の大部分を、大阪府及び大阪市からの補助金に頼っている（経常収益の半分以上）ことから、事業の発展と活性化の観点から、自主財源の確保と自主収入の増加を意識した事業展開を今後も精力的に図るのが望ましい。

（理由）

令和4年度において、大阪府及び大阪市から運営費補助金として、各4500万円が支払われたが、公益財団法人大阪国際平和センターにおける入館料等自主収入は、わずかに453万7015円、自主財源としての平和寄金収入は69万3652円にとどまった。そのため、役員報酬及び職員の給料手当等いわゆる人件費や水道光熱費、委託費等の事務費、並びに常設展示等充実費や資料収集・製作費といった事業費が補助金で賄われ、自主収入では特別展と平和祈念事業を行っているに過ぎない。

しかし、このように補助金に大部分を頼ってしまうと、補助金の範囲内で納まる事業内容にとどめてしまう傾向にあり、全体の活性化につながりにくい。

むしろ、自主財源・自主収入が増加することにより、各事業が活性化し、来館者数の増加、さらには、補助金に頼らない新しい事業への展開も期待できる。

ただ、自主収入としては、入館料収入、使用料収入及び友の会収入、自主財源としての寄附金収入にすぎず、いずれも、大阪国際平和センターの存在やその内容が広く周知されなければ、増加が見込まれない。

この点、前述掲載の公益財団法人大阪国際平和センターにおける正味財産増減計算書を精査すると、「宣伝広告費」としては何ら計上されていないが、公益財団法人大阪国際平和センターとしては、来館者増に向けた取り組みを最重要課題と位置づけ、以下の取り組みを主に行っている。

① SNSを活用した情報発信

ホームページの運営（アクセス数：10万6293回）とともに令和2年度にフェイスブックとツイッターを開設。

令和5年度から専任の担当者を置き、最低週に1回の情報発信。

また、府内又は全国の施設情報を掲載している9のウェブサイト等にイベント情報を掲載。

②イベントチラシ等の施設への直接送付

府内の一般市民の目に触れやすい図書館、市民センター等の施設約350か所に対して、年数回イベントチラシ等を直接送付して配架を依頼する等イベント情報の周知を徹底。

③館周辺の掲示板での案内

大阪城公園を管理する部署と調整し、公園内に数か所案内掲示板を設置し、イベント情報を掲示。

④ウィークエンド・シネマなどの来館者へのイベント情報チラシ配布

毎週土曜日に開催している、月替わりの平和に関するシネマ上映には、毎月400人を超える方が来館・鑑賞されており、その際にイベントチラシ等を配付してイベント周知を徹底。

⑤学校への来館促進PR

小中学生や引率教員の入館を無料としており、学校への来館促進への取組は、直接自主財源確保に結び付くものではないが、当館の認知度を高め、間接的・将来的な収入の増加に結び付くものとして、市町村の校長会等への直接・積極的な来館PR活動。なお、このPRは中期経営計画の指標にもなっており、令和5年度では30回の実施予定。

また、過去数年間に来館実績のある府外学校に対して、毎年来館促進のための案内を郵送。令和5年度に送付する学校数は312校。

⑥教員研修の誘致

小中学校の来館にむけて教員に当館の認知度を高めるため、府の教育センター等が行う教員初任者研修等を誘致し、合わせて当館の展示を見学いただくことで将来的な小中学校の来館促進を企図。

⑦旅行会社への来館案内の送付

過去数年間に旅行会社を経由して申込のあった府外学校の利用促進を図るため、当該旅行会社に毎年来館促進のための案内を郵送。令和5年度に送付する旅行会社は156社。

かかる取組は非常に重要であり、今後も、入館料、使用料のみならず、友の会費や寄附金の増加につながる宣伝広告活動に力を入れることで大阪国際平和センターの存在やその内容のさらなる周知等、活性化に向けた試みを検討されたい。

また、大阪「国際」平和センターと謳いながら、外国人入館者数が依然として低い水準にとどまっている。

公益財団法人大阪国際平和センターの定款において、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界平和に貢献することを目的とすることを掲げており、これまで、平和祈念事業や特別展において、国際的な取組を行っている。もっとも、これら平和記念事業や特別展は自主財源から行っているところ、自

主財源が乏しいことから、特別展等の開催において必要とされるパネルの制作や案内チラシにかかる費用の大部分を、協議により、これら共催、後援、協力団体の負担によるものとなっている。具体的には、第二次世界大戦博物館、ポーランド広報文化センター、駐日ポーランド共和国大使館の後援やこれらとの共催、ポルトガル大使館の協力、大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館との共催等である。

限られた財源の中での事業展開は厳しくはあるが、引き続き、諸外国の共催・後援及び協力を得て、国際的な活性化に向けた取り組みが望まれる。

入館者状況

【平成 30 年度～令和 4 年度】

(単位：人)

区分	開館日数	有料入館者			無料入館者	合計
		大人	高校生	小計		
30	284	8,921	1,335	10,256	59,283	69,539
1	259	8,767	1,489	10,256	55,724	65,980
2	253	5,641	996	6,637	21,451	29,088
3	249	4,995	489	5,484	29,679	35,163
4	295	7,956	2,164	10,120	49,546	59,666

<外国人入館者推移>

H30：5,049人、R1：4,551人、R2：138人、R3：154人、R4：1,220人

ただし、R4人数は外国語しおり配布数

公益財団法人大阪国際平和センターには友の会が設置されており、その構成人数は以下のとおりである。この友の会に基づく会費収入は、令和4年度においては33万円程度であり、経常収益の僅か0.1%に過ぎない。

友の会入会状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人会員	71人	67人	67人	58人	65人
団体会員	6団体	7団体	6団体	6団体	6団体

※個人会員：会費 年額2,000円

団体会員：会費 年額10,000円(1口) 1口につき2名迄無料入館

第2 公益財団法人大阪府国際交流財団（所管部局：府民文化部）

1 公益財団法人大阪府国際交流財団の概要（令和5年7月1日時点）

法人名	公益財団法人大阪府国際交流財団
所在地	大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 5階
設立年月日	平成元年1月25日
出捐総額	21億8578万4000円
大阪府の出資額	21億8381万円
役員構成	9名（常勤1名、非常勤8名）
職員数	10名（内、府派遣0名、府OB1名）
設立の経緯	平成元年1月25日 財団法人大阪府国際交流財団設立 平成24年4月1日 公益財団法人化

2 組織

公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「OFIX」という。）の組織としては、常務理事兼事務局長が事務方のトップであり、その下に総務課（職員4名）、企画推進課（職員6名）がある。

3 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

大阪の国際化と府民の国際交流の促進を図り、国際都市・大阪の発展と国際親善に寄与すること。

(2) 事業内容

ア 外国人の受入促進・活動環境整備事業

① 外国人相談機能の強化

府内の在住外国人の方が安心・安全に過ごせるよう、日本語を含む13言語により、在留資格から生活関連情報まで幅広い情報提供や相談に応じている。

② 災害時の外国人支援の強化

大阪府とOFIXは、大規模災害時に円滑な多言語支援を行うため、「大阪府災害時多言語支援センター」を設置・運営することとしており、毎年訓練を実施するなど、大規模災害に備えた取組みを行っている。また、災害時通訳・翻訳ボランティア対象のスキルアップ研修の定期的な実施や府内の大学及び府外の国際化協会と連携協定を締結するなど災害時の外国人支援体制の充実・強化を図っている。

③ 多文化共生の環境整備

OFIXボランティア登録制度を運営し、OFIX事業のほか、公共団体等からの依頼に応じて、語学ボランティアを派遣している。また、ボランティアを対象に、研修を実施している。さらに、「やさしい日本語」の普及に向け、大阪府や府内市町村、国際化協会、企業等を対象とした会議や研修を実施している。

④ 留学生会館の運営

外国人留学生のための宿舎「大阪府堺留学生会館オリオン寮」を設置・運営している。

イ 国際交流情報の収集・発信事業

府内関係機関と事業を通じた連携・情報交換を推進するため、ネットワーク強化を図っている。また、OFIXホームページ、フェイスブックやOFIXニュースで外国人支援や国際交流に関する情報を発信している。

ウ グローバル人材の育成事業

府内学校の児童・生徒の外国への関心と様々な国・文化についての理解の促進を目的に、府内学校等で行う国際理解教育授業の講師として、OFIX国際理解教育外国人サポーターとして登録している外国人留学生などを派遣している。

4 財務状況

OFIXの財務諸表の概要は下記のとおりである。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	
貸借対照表	資産合計	3,418,733	3,279,709	3,327,622	3,233,313	3,142,254	
	資産	流動資産	62,145	163,458	134,971	91,957	60,953
		現金預金	49,602	121,772	106,974	66,665	33,523
		未収入金	12,521	41,578	27,971	25,281	27,336
		その他	21	107	26	11	94
		固定資産	3,356,589	3,116,251	3,192,651	3,141,356	3,081,301
		基本財産	2,327,183	2,120,195	2,200,183	2,183,432	2,141,724
		特定資産	1,022,893	990,027	987,333	953,323	935,509
		その他	6,513	6,029	5,135	4,601	4,068
	負債合計	10,387	24,895	10,715	10,396	14,240	
	負債	流動負債	10,387	23,536	9,356	9,037	12,748
		短期借入金	0	0	0	0	0
		未払金	5,492	21,080	7,332	7,038	7,509
		その他	4,895	2,457	2,024	1,999	5,240
		固定負債	0	1,359	1,359	1,359	1,491
		長期借入金	0	0	0	0	0
		各種引当金	0	0	0	0	0
その他		0	1,359	1,359	1,359	1,491	
正味財産合計	3,408,346	3,254,813	3,316,906	3,222,916	3,128,014		
正味財産	指定正味財産	3,101,901	2,857,726	2,925,632	2,891,133	2,827,467	
	一般正味財産	306,445	397,086	391,275	331,783	300,547	

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4
正味財産増減計算書	一般正味財産増減					
	経常収益	703,002	205,368	109,639	99,520	109,843
	受取委託金	4,221	105,566	19,202	17,265	14,905
	受取補助金等	9,986	20,100	22,300	21,000	21,479
	その他	688,795	79,702	68,137	61,255	73,459
	経常費用	705,751	223,557	134,285	156,730	142,416
	事業費	684,964	203,976	117,683	142,319	125,530
	管理費	20,788	19,581	16,603	14,411	16,886
	評価損益等調整前当期経常増減額	-2,749	-18,189	-24,646	-57,210	-32,573
	基本財産評価損益等	0	88,370	30,758	0	1,276
	特定資産評価損益等	0	20,771	0	-2,281	60
	当期経常増減	-2,749	90,953	6,112	-59,491	-31,237
	経常外収益	0	0	0	0	0
	経常外費用	0	311	11,923	0	0
	当期経常外増減額	0	-311	-11,923	0	0
当期一般正味財産増減額	-2,749	90,641	5,812	-59,491	-31,237	
指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	-635,573	-244,175	67,905	-34,499	-63,665	
正味財産期末残高	3,408,346	3,254,813	3,316,906	3,222,916	3,128,014	

※上記財務諸表については、出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告の記載を参考に簡略化している。

上記財務諸表を分析したところ、実質収支差額を示す評価損益等調整前当期経常増減額は、マイナスが増大していく傾向にあり、有価証券売却益によって当期一般正味財産増減額がプラスになった年（令和元年度）や、保有債券（基本財産）の時価上昇による評価益を計上して当期指定正味財産増減額がプラスになった年（令和2年度）はあるものの、あくまで単発的な事象であって、全体の傾向としては、基本財産、特定資産ともに時価が下落傾向にあり、正味財産期末残高は減少傾向といえることができる。

OFIXとしては、令和5年度以降、特定資産の取り崩しを前提とした収支計画を立てている状況であり、その結果資産の運用益減少も想定され、財団運営の健全化という目的の達成のためには、多角的な視点から様々な取り組みを不断に行う必要があると認識している。OFIXが、外国人向け相談体制の構築等の事業によって、大阪府における多文化共生施策の推進において重要な役割を担っていることも踏まえ、OFIXとしては、財団運営の健全化にも資するよう、大阪府をはじめとした関係機関との連携をより強化していくとのことである。

5 大阪府の財政的関与及び人的関与

(1) 財政的関与

大阪府の財政的関与の概要は下表のとおりである。

(単位：千円)

	H30	R1	R2	R3	R4
補助金	8,222	20,000	20,000	19,000	20,918
委託料	2,605	88,299	15,502	14,248	13,190
貸付金	0	0	0	0	0
その他(分担金・負担金・出捐金等)	1,033	1,331	1,319	1,053	877
合計	11,860	109,630	36,821	34,301	34,985
府損失補償・債務保証契約に係る債務 残高(期末)	0	0	0	0	0
府借入金残高(期末)	0	0	0	0	0

(2) 人的関与

大阪府の人的関与の概要は下表のとおりである。

(単位：人)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		府派遣	府OB		府派遣	府OB		府派遣	府OB	
役員	常勤役員	1	1	0	1	1	0	1	1	0
	非常勤役員	8	1	0	8	1	0	8	1	0
職員	管理職	0	/	0	0	/	0	0	/	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般職	3	/	0	3	/	0	3	/	0
	その他	7	0	0	7	0	0	7	0	1
	常勤職員計	10	0	0	10	0	0	10	0	1
	常勤以外の職員	0	/	0	0	/	0	0	/	0

(出典：出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告 令和5年9月)

6 監査の視点及び方法

O F I Xについては、これまでに行財政改革の一環として一度は財団の廃止が決定された経緯に留意しつつ、財団の存続意義が市民の目からも首肯できるものか否か、今後大阪府の施策の中で財団が担うべき役割を踏まえた事業評価がなされているかという視点から監査を行った。

監査の方法としては、O F I Xの事業概要をヒアリングし、行財政改革における議論の過程について資料の提供を受けた。また、現地を視察し、固定資産の管理状況の確認

を行った。

7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）

(1) 大阪府が示した方向性

大阪府では、平成 20 年財政再建プログラム（案）にて、他の出資法人と同様 OFIX についてもゼロベースで見直すこととし、①必要な事業は大阪府で実施、②基本財産の府への寄付を求める、③府派遣職員の派遣を見直す方向で OFIX へ通知を行った。平成 23 年に策定された大阪府国際化戦略アクションプログラムでは、「グローバル人材の育成」、「外国人の受入環境整備」という 2 点に注力した事業を実施することを決めた。平成 24 年の公益財団法人化のタイミングで、存続期間を平成 34 年 3 月末と定め、そのタイミングで必要な事業については大阪府が引き継ぐことが想定されていた。

その流れの中で、平成 26 年度行財政改革推進プラン（案）にて、一旦は財団の廃止の方向性が決定され、平成 34 年度末に法人を解散する予定となった。ただ、OFIX が実施している事業について、平成 35 年度以降も OFIX を存続させて実施する場合と、大阪府が引き継ぐ場合とで具体的にどのようなメリット・デメリットがあると評価がなされたのか、どのような検討過程によって廃止すべきとされたのかについて、明記された資料は確認できなかった。

その後、平成 28 年 2 月議会、平成 28 年 9 月議会での公明党代表質問により、廃止方針の見直しを検討するよう意見があり、知事はこれを受けて OFIX を存続すると答弁した。そのように方針を変更した背景には、見直しを決めた平成 20 年当時に比べ、外国人旅行者は約 3.2 倍に、外国人労働者は約 1.9 倍に増加し、外国人相談のニーズが高まっていたという府の国際化施策を取り巻く外国人環境の変化があった。

存続が決定された後は、上記のようなニーズの変化に対応すべく、外国人の受入環境整備（外国人相談、災害時多言語支援）に重点を置き、事業を実施していくこととされた。

(2) 大阪府が示した方向性に対する対応

OFIX は、上記方向性を踏まえ、平成 30 年度から令和 4 年度までの中期経営計画を策定し、具体的事業として、よりきめ細かな外国人相談や的確な災害時の支援、さらに語学ボランティア確保などに向けた重点化事業と推進体制の強化、収入の確保に努めることとし、令和 4 年度に PDCA による再検証を実施することとした。

8 監査の結果及び意見

【意見 8 経営目標における指標の見直し】

OFIX は、経営目標の中で財務基盤の強化という目標の成果測定指標として「収入確保策」を挙げているが、OFIX の役割を踏まえた合理性のある指標を導入すべきで

ある。

(理由)

指定出資法人の経営評価結果によれば、OFIXの経営目標のうち財務基盤の強化という目標の成果測定指標として、「収入確保策」を挙げている。この指標にかかる収入額について、平成30年度は428万1000円、令和元年度は573万9000円、令和2年度は647万2000円と推移したことから、令和3年度は目標値を900万円に上げたものの、実績値は666万6000円、令和4年度は548万4000円に下がっており、頭打ちになっている。

そもそも、OFIXが主として担っている在留外国人等の相談受入体制の構築や、災害時多言語支援のシステム等については公共性の高い事業であり、収入を確保するにはそういった事業で蓄積したノウハウを生かして副次的に行えるものに限られることから、事業規模を拡大して収入増加を見込めるようなものでもない。そのため、財務基盤の強化という目標自体は極めて重要であるものの、成果測定指標としては、そのようなOFIXの事業の特性を踏まえた合理性のあるものでなければ、形骸化してしまう恐れがある。

財団が存続すると決まった以上、OFIXが行うべき事業の財源確保は当然重視されるべきであるから、適切な指標を設定し、常にこれを見直し、財団運営の健全化に資するよう取り組むべきである。

第3 公益財団法人大阪産業局（所管部局：商工労働部）

1 公益財団法人大阪産業局の概要（令和5年7月1日時点）

法人名	公益財団法人大阪産業局
所在地	大阪市中央区本町橋 2-5
設立年月日	平成31年4月1日
出捐総額	25億4128万円
大阪府の出捐額	19億5600万円（※）
役員構成	12名（理事長1、専務理事1、常務理事3、理事5、監事2）
職員数	167名（府派遣20名、府OB2名）
設立の経緯	（旧公益財団法人大阪産業振興機構関連のみ） 昭和59年7月 財団法人大阪中央地場産業振興センター設立 平成11年4月 財団法人大阪中小企業情報センター事業を継承 平成13年4月 財団法人大阪府中小企業振興協会事業、財団法人大阪府研究開発型企業振興財団事業を継承。 平成20年8月 社団法人大阪国際ビジネス振興協会の事業を継承 平成24年4月 公益財団法人大阪産業振興機構に移行 平成31年4月 公益財団法人大阪産業振興機構と公益財団法人大阪市都市型産業振興センターが統合し、公益財団法人大阪産業局設立

※大阪府の直接の出捐額は1500万円であるが、過去に事業を継承した法人（上記設立の経緯に記載のとおり）に対する大阪府の出資額を含めて、実質的な出捐額として記載している。

2 組織

公益財団法人大阪産業局（以下「大阪産業局」という。）は、大阪府内において下記8つの施設を運営し、様々な中小企業支援施策を実施している。

①マイドームおおさか

所在地：大阪市中央区本町橋 2-5

施設所有関係：土地は大阪府所有、建物は概ね大阪産業局の所有。

開設年：昭和62年9月 開館

事業概要：国際ビジネス支援、小規模企業者等への設備投資支援、各種商談会、展示会の開催など

②大阪産業創造館

所在地：大阪府中央区本町 1-4-5

施設所有関係：大阪府所有（大阪産業局は指定管理者として指定）

運営開始年：平成 13 年 1 月 開業

事業概要：中小企業支援事業、経営相談・展示会・個別商談会相談会の開催 など

③クリエイティブネットワークセンター大阪メビック

所在地：大阪産業創造館 17 階

施設所有関係：大阪府所有（大阪産業局は指定管理者として指定）

運営開始年：平成 15 年 5 月

事業概要：クリエイター支援施設として①クリエイターの情報発信、②ネットワークづくり、③他業者との協働によるビジネスの促進、④プロデュース力の育成 など

④大阪イノベーションハブ

所在地：大阪府北区大深町 3-1 グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC 7 階

施設所有関係：所有していない（大阪府が賃貸契約）

運営開始年：平成 25 年 4 月

事業概要：企業家、スタートアップ企業の支援 など

⑤ものづくりビジネスセンター大阪

所在地：東大阪府荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館・南館

施設所有関係：中小企業基盤整備機構所有（大阪産業局は賃貸）

運営開始年：平成 15 年 8 月

事業概要：常設展示場、ビジネスマッチング、販路開拓、産学連携相談、知的財産活動支援 など

⑥大阪デザイン振興プラザ

所在地：大阪府住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル I T M棟 10 階

施設所有関係：A T C所有（大阪府が賃貸契約）

運営開始年：平成 30 年 4 月

事業概要：クリエイターを支援するインキュベーション施設の管理

⑦ソフト産業プラザTEQS

所在地：大阪府住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル 6 階

施設所有関係：ATC所有（大阪市が賃貸契約）

運営開始年：平成11年3月

事業概要：テクノロジー・ビジネスの支援拠点、実証実験支援サポート など

⑧テクノシーズ泉尾

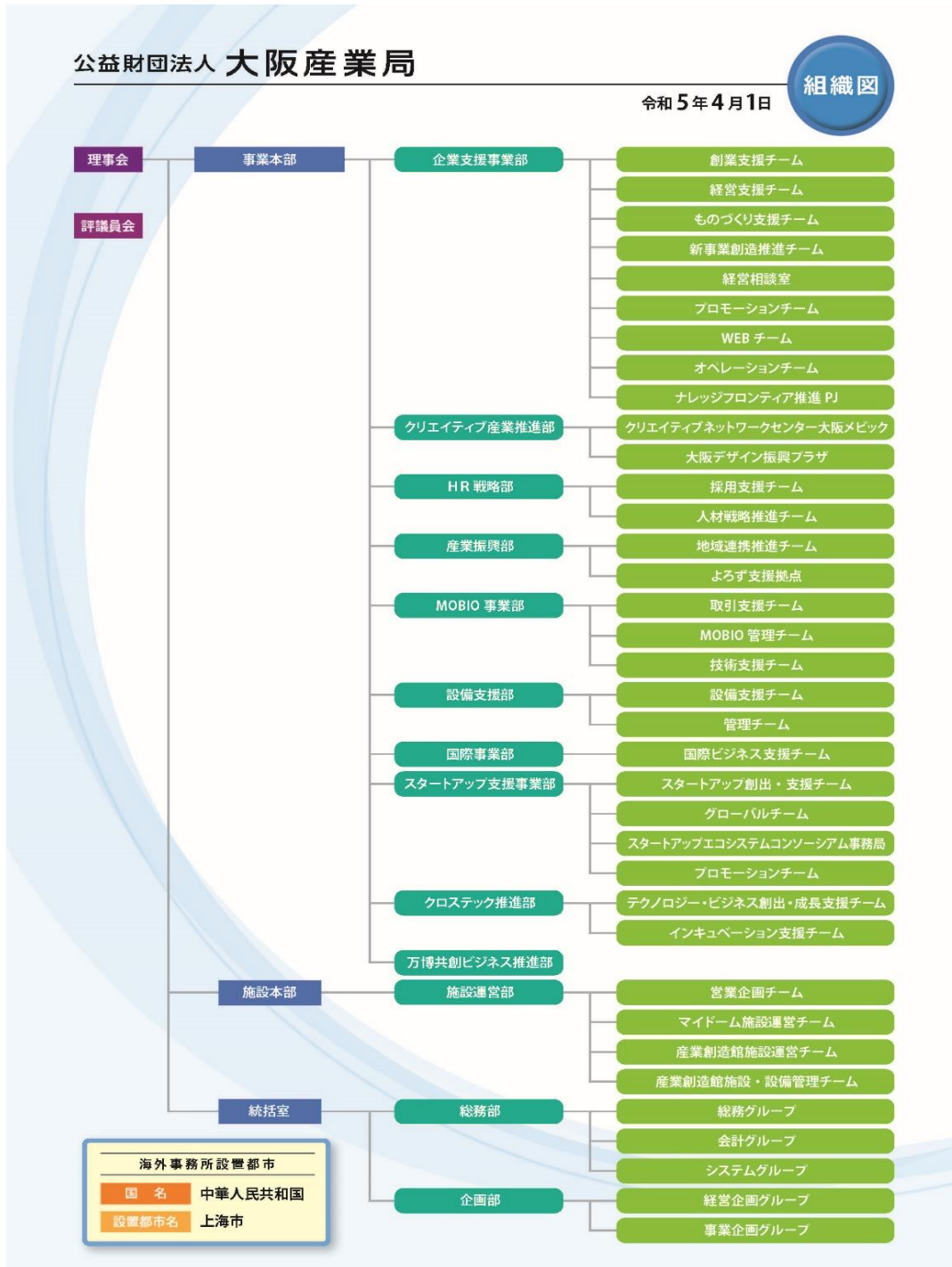
所在地：大阪市大正区泉尾 6-2-29

施設所有関係：土地は大阪市所有、施設は大阪産業局所有

開設年：平成11年2月

事業概要：中小製造業の賃貸工場の運営

<大阪産業局 組織図（令和5年4月1日現在）>



（出典：大阪産業局ホームページ）

3 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援等の事業を行うことにより、府内中小企業

等の健全な創出及び育成を図り、もって活力ある大阪経済の発展に寄与すること。

(2) 事業内容

大阪産業局は、前記8つの施設を運営しつつ、様々な中小企業支援事業を実施している。以下、事業計画等における分類にしたがって概要を説明する。

ア 公益目的事業1

①事業活動の基盤支援、②次世代企業・産業の支援、③インキュベーション等管理運営という3つに区分される。

①については、さらにコンサルティング事業、競争力強化支援事業、地域産業振興事業、人材戦略支援事業に分けられる。いくつか事業の例を挙げると、大阪産業創造館に経営相談室を設け、メール・電話・面談にて経営相談を実施し、よろず支援拠点では、経営相談を受けるだけでなく、伴走型支援として、選定した支援先企業の成長ビジョン策定、ロードマップ作成、アクションプランの実行等を支援している。また、販路拡大のための商談会や新規事業開発に向けた製品・サービスのマーケティング支援、交流会等のマッチング事業や、企業のDX化を推進すべく、DX人材の育成や専門家派遣などを行っている。さらに、ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)において、ものづくり中小企業の総合支援拠点を運営し、常設展示場における情報発信、様々な相談会・交流会、ビジネスマッチング事業などを実施している。

②については、さらに創業支援事業、成長企業育成支援事業、国際ビジネス支援事業、新産業推進事業に分けられる。創業を志す人を対象とした講座、セミナー、ビジネスプランコンテスト等のイベントを実施し、女性起業家等支援ネットワーク構築等多面的な創業支援事業を展開している。また、大阪イノベーションハブ(OIH)を活用し、国内外のイノベティブなプロジェクトの担い手となる人材のコミュニティ形成やピッチイベントを実施している。さらに、国際ビジネスサポートセンター事業を中心に、大阪の中小企業の海外ビジネスに対するアドバイスやパートナー企業の紹介、並びに企業ニーズが高い海外ビジネスセミナー・出張相談会の実施など、海外ビジネス展開にかかる支援を行っている。

③については、ソフト産業プラザTEQS、大阪デザイン振興プラザ、テクノシーズ泉尾の運営が含まれる。

イ 公益目的事業2

資金調達力の弱い創業者又は小規模企業者等の経営革新に必要な設備を大阪産業局が購入し、長期かつ低利で貸与(割賦又はリース)する設備貸与制度を実施している。

ウ 収益事業1

マイドームおおさかの運営・管理に関する事業である。マイドームおおさかにある展示場、会議施設にて、展示会や商談会などの催事を誘致し、賃料収入を得るとともに、企業間の交流・販路の開拓を促進する。

エ 収益事業2

大阪産業創造館の運営・管理に関する事業である。大阪市施設の指定管理者として運営を受託している。

なお、大阪産業局において令和5年度に実施した事業の一覧は下記のとおりである。

<大阪産業局の実施事業及び担当事業部（令和5年度）>

事業名	担当事業部
地域DX促進環境整備事業	企業支援事業部
大阪ア・D9°外E135576	企業支援事業部
健康寿命延伸産業事業化支援事業（OKJP）	企業支援事業部
産創館事業	企業支援事業部
大阪・関西万博中小企参画機会創出事業	企業支援事業部
小規模事業者新商品開発等サポート事業	企業支援事業部
大阪トリアンテ事業	企業支援事業部
頑張る中小企業のビジネスチャンス獲得支援事業	企業支援事業部
中小企業DX推進支援事業	企業支援事業部
大阪府デザイン活用支援事業（OIDC）	企業支援事業部
創業スタートアップ事業（グローイングアップ事業）	企業支援事業部
大阪ハッシュポフティ	企業支援事業部
女性起業家支援事業（LED関西）	企業支援事業部
中小SU推進委事業	万博共創ビジネス推進部
万博関連事業	万博共創ビジネス推進部
グローバルイノベーション	スタートアップ支援事業部
スタートアップE135576拠点都市事業	スタートアップ支援事業部
CN等新技術ビジネス創出支援事業	スタートアップ支援事業部
若手人材等機運醸成事業	スタートアップ支援事業部
新規市場開拓型ハンダー初期支援（SIO）事業	スタートアップ支援事業部
新規市場開拓型ハンダー発展支援（Rising）事業	スタートアップ支援事業部
スタートアップ活躍促進事業	スタートアップ支援事業部
海外スタートアップ誘致・定着強化事業	スタートアップ支援事業部
大阪市大ハッシュック	スタートアップ支援事業部
ディープテック分野のスタートアップ支援システム構築事業	スタートアップ支援事業部
立命館大学デザイン外人材・プロトタイプ開発育成事業	スタートアップ支援事業部
START大学発新産業創出プログラム事業	スタートアップ支援事業部
EDGE PRIME Initiative（補正）START事業	スタートアップ支援事業部
プレシード支援事業（起動）	スタートアップ支援事業部
テクノシース泉尾	施設運営部
よろず支援	産業振興部
受勲奨励相談窓口事業	産業振興部
事業承継・引継ぎ（ベンチャー型）	産業振興部
経営資源移転円滑化支援事業	産業振興部
新事業展開テイクオフ伴走支援事業	産業振興部
キャラバン隊事業	産業振興部
アンバサダー事業	産業振興部

事業名	担当事業部
BSC運営（人件費交付金含む）	国際事業部
ビジネスサポートデスク事業	国際事業部
有望市場販路開拓促進事業	国際事業部
上海事務所運営	国際事業部
国際ビジネス基金事業	国際事業部
国際ビジネス振興積立資産事業他	国際事業部
調査研究事業	企画部
ソフト産業プラザ事業	クロステック推進部
IoT創出プログラム事業	クロステック推進部
実証実験支援プログラム事業	クロステック推進部
5G+創出事業	クロステック推進部
未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業補助金 AKATSUKIプロジェクト	クロステック推進部
地域DX促進活動支援事業（関西DX実装イニシアティブ）	クロステック推進部
クリエイティブ産業創出事業	クリエイティブ産業推進部
大阪デザイン振興プラザ	クリエイティブ産業推進部
ものづくり販路開拓支援事業（B2B）	MOBIO事業部
ものづくり企業自社商品開発促進事業	MOBIO事業部
知財活動支援事業	MOBIO事業部
MOBIO運営事業	MOBIO事業部
金属系新素材試作センター運営事業	MOBIO事業部
E-Gおおさか推進ネットワーク	MOBIO事業部
府中小企業支援金事務管理経費	MOBIO事業部
中小企業取引振興事業	MOBIO事業部
中小企業等外国出願等支援事業	MOBIO事業部
出向者人件費	MOBIO事業部
外国人材マッチングプラットフォーム	HR戦略部
しごとフィールド*総合就業支援（4-5月）	HR戦略部
しごとフィールド*総合就業支援（6-3月）	HR戦略部
近経局における地域中小・小規模事業者の人材確保支援A事業	HR戦略部
近経局における地域中小・小規模事業者の人材確保支援B事業	HR戦略部
イノベーション人材（地域創生人材流動化促進）	HR戦略部
人材採用支援コンシェルジュ	HR戦略部
設備貸与事業	設備支援部
マイトーム施設運営事業	施設運営部
産創館施設運営事業	施設運営部

4 財務状況

大阪産業局の財務諸表は下記のとおりである。なお、設立された年度からの4年分を掲載している。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4	
貸借対照表	資産合計	18,003,156	17,791,917	17,734,262	17,636,986	
	資産	流動資産	8,140,636	8,684,154	8,774,733	8,477,440
		現金預金	1,285,627	1,500,213	1,996,464	761,547
		未収入金	598,295	742,765	354,186	348,693
		その他	6,256,715	6,441,176	6,424,084	7,367,200
		固定資産	9,862,520	9,107,763	8,959,529	9,159,547
		基本財産	2,547,820	2,550,194	2,552,518	2,554,842
		特定資産	5,840,871	5,515,089	5,636,633	5,610,838
		その他	1,473,829	1,042,479	770,378	993,867
	負債合計	9,290,020	9,614,785	9,382,480	9,524,242	
	負債	流動負債	1,817,682	2,202,185	1,513,049	1,165,384
		短期借入金	1,155,814	1,307,137	725,673	462,479
		未払金	568,750	552,957	612,808	548,801
		その他	93,118	342,090	174,568	154,104
		固定負債	7,472,338	7,412,600	7,869,431	8,358,858
		長期借入金	5,978,742	6,273,423	6,752,157	7,208,609
		各種引当金	162,597	171,250	163,963	134,862
その他		1,331,000	967,927	953,311	1,015,387	
正味財産合計	8,713,137	8,177,132	8,351,783	8,112,744		
正味財産	指定正味財産	3,661,302	3,634,624	3,574,150	3,472,460	
	一般正味財産	5,051,835	4,542,507	4,777,633	4,640,284	

現金預金の減少については、短期借入金の減、設備貸与事業での設備購入資金の増及び施設運営管理事業の展示場等使用料収益の減が主な要因とのことである。また、短期借入金の減少については、公益事業における運転資金としての借入金の減が主な要因とのことである。長期借入金の増加については、設備貸与事業の借入金額の増によるものである。

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4
正味財産増減計算書	一般正味財産増減				
	經常収益	4,514,795	4,568,712	5,133,059	4,667,714
	事業収益	3,646,054	3,536,098	3,539,509	3,249,796
	受取補助金等	630,626	659,359	1,394,084	1,240,169
	その他	238,115	373,255	199,466	177,749
	經常費用	4,986,785	4,936,982	4,899,803	4,876,439
	事業費	4,927,790	4,875,534	4,832,006	4,813,545
	管理費	38,067	35,642	36,189	48,039
	返還金	20,928	25,805	31,607	14,855
	投資有価証券評価損益等	11,032	8,853	-101	-455
	評価損益等調整前当期經常増減額	-460,957	-359,418	233,156	-209,180
	基本財産評価損益等	0	0	0	0
	特定資産評価損益等	0	0	0	0
	当期經常増減	-460,957	-359,418	233,156	-209,180
	經常外収益	37,036	11,446	5,243	75,142
	經常外費用	20,826	161,136	3,052	3,091
	当期經常外増減額	16,210	-149,690	2,190	72,051
法人税等	241	220	220	220	
当期一般正味財産増減額	-444,988	-509,327	235,126	-137,349	
指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	-62,752	-26,677	-60,475	-101,690	
正味財産期末残高	8,713,137	8,177,132	8,351,783	8,112,744	

事業収益の減少については、施設運営管理事業における展示場等の使用料収益の減が主な要因とのことである。事業費の減少については、施設運営管理における運営費用の減が主な要因とのことである。

5 大阪府の財政的関与及び人的関与

(1) 財政的関与

大阪府の財政的関与の概要は下表のとおりである。

(単位：千円)

	R1	R2	R3	R4
補助金	188,130	188,734	352,222	331,095
委託料	54,932	214,681	72,138	226,232
貸付金	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
その他(分担金・負担金・出捐金等)	102,445	101,926	934,482	70,878
合計	1,945,507	2,105,341	2,958,842	2,228,205
府損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0
府借入金残高(期末)	5,494,668	5,798,306	5,927,735	6,262,242

補助金については、大阪府中小企業支援交付金(令和4年度 227,580千円)が大きなウエイトを占めている。これは、府移管事業(国際ビジネス支援、ものづくり支援、スタートアップ支援等)にかかる事業経費を一本化したものである。委託料については、令和4年度には計7件の委託契約があり、うち3件は公募、4件は随意契約であった。貸付金については、小規模企業者等設備貸与資金貸付金のことであり、中小企業基盤整備機構法に基づく設備貸与制度について、貸与設備の購入資金の一部を中小機構が大阪府に貸し付け、大阪府はその貸付金にあわせて大阪産業局に貸し付けているものである。

(2) 人的関与

2. 役職員の状況

(単位：人) 【各年度7月1日時点】

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			府派遣	府OB		府派遣	府OB		府派遣	府OB
役員	常勤役員	5	1	0	5	1	0	5	1	0
	非常勤役員	8	0	0	7	0	0	7	0	0
職員	管理職									
	プロパー職員	3		0	4		1	3		0
	その他	29	4	1	33	4	1	37	4	1
	一般職									
	プロパー職員	12		0	12		0	11		1
	その他	107	13	1	110	14	0	110	16	0
	常勤職員計	151	17	2	159	18	2	161	20	2
	常勤以外の職員	3		0	4		0	6		0

(出典：出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告 令和5年9月)

6 監査の視点及び方法

大阪産業局については、①大阪府の所管する法人と大阪市の所管する法人が統合することによるメリット、方向性を踏まえ、適切な事業運営がなされているか、また大阪府の人的関与の手法が適切か、②大阪産業局の事業が、事業目的を達成するために効率性、経済性を有する方法で行われているか、という視点で監査を行った。

監査の方法としては、大阪産業局の各事業の概要説明を受けるヒアリングを実施し、事業全体を把握したうえで、資料の提供を受け、問題点の洗い出しを行った。また、マイドームおおさか、大阪産業創造館、MOB I Oの3施設について視察を行い、具体的な事業運営の現場を確認するとともに、固定資産台帳と実物の管理状況を突合して、固定資産管理状況について実査した。

7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）

(1) 大阪府が示した方向性

大阪産業局については、「令和5年度大阪府行政経営の取組み」において、大阪府が「政策立案機能」、大阪産業局が「事業実施」という役割分担のもと、オール大阪の中小企業支援体制構築における中核的役割を担うという方向性が示されている。

(2) 大阪府が示した方向性に対する対応

大阪産業局は、上記方向性に沿う事業計画を策定し、大阪府と連携しながら中小企業支援施策を実施している。

8 監査の結果及び意見

(1) 令和元年統合による改革の方向性に関連する意見

【意見9 府派遣職員の充実】

大阪府は、統合時に確認された改革の方向性、今後の大阪産業局の在り方を踏まえ、府職員派遣による企業支援ノウハウの吸収をさらに進めるべきである。

(理由)

既述のとおり、大阪産業振興機構と大阪市都市型産業振興センターは平成31年4月1日に統合し、公益財団法人大阪産業局となったが、この統合に関する基本的な方針は、副首都推進本部会議にて検討された。その第14回（平成30年6月28日）にて、改革の方向性として以下の通り示されている。

第4章 改革の方向性

- 全国一律型の伝統的な中小企業支援策よりも、有力企業の獲得、誘致を巡るアジアの大都市間競争を考えた支援策が重要。
- 内容としては、次の三つを中心とすべき。
 - ① 国際化支援（海外展開／対大阪投資）
 - ② 事業承継支援
 - ③ 創業支援
- しかし既存の産振機構と都市型Cはいずれも小規模で、こうした支援機能を提供できる強力な組織体制を備えていない。
- 従って、今後は新たに国際化支援を旗印とする新法人（例えば“大阪国際産業支援センター（仮称）”）を設立し、現在の産振機構と都市型Cのサービスはそこに統合すべき。
- また、新法人の設立にあわせて、府市の関連事務もなるべく新法人に移管し、新法人を大阪の企業育成のエンジンとする。
 - － 専門人材の確保と育成の受け皿とする。
 - － 現場発の企業支援ノウハウの集約と蓄積の場。自治体職員も出向し、ノウハウを吸収
- 以上の機能強化に必要な財政的支援と人的支援についても、かつては意義のあった自立化・行革路線の見直しも含めて、前向きに検討すべき。

（出典：第14回副首都推進本部会議 資料3-2より抜粋）

ここでは、統合して新法人を設立することが目的ではなく、①国際化支援、②事業承継支援、③創業支援などの有力企業の獲得や誘致をめぐるアジアの大都市間競争を考えた支援策が重要である、とし、その実現に向けた専門人材の確保と現場発の企業支援ノウハウの集約のため、自治体職員の出向によるノウハウの吸収を進めるとしている。

また、第18回（令和元年5月20日）の会議にて具体的な見直しが以下の通り示された。

2 具体的な見直しの方向性

0. 大阪産業局の位置づけ

- 大阪産業局を中小企業支援にかかる施策・事業の執行機関として位置付け

1. 交付金制度の創設

- 「（仮称）企業成長支援事業交付金」の創設*

… 中小企業の成長・発展や新事業の創出を集中的に支援するため、新たな交付金の創設をめざす

⇒ 執行の裏付けとなる、客観的評価機能の整備（モニタリングシステムの確立）

… 府・市・大阪産業局が共同で施策の方向性や目標を設定し、府・市が成果を検証

* 新交付金等への移管想定額（2019年度予算ベース）
府：276百万円程度（人件費除く） 市：395百万円程度＋既存交付金325百万円程度

2. 人的措置の実施

- 事業執行に必要な人員を措置可能な手法を検討するとともに、将来的な大阪産業局との人事交流等の実施について関係部局と協議**

** 人員措置の想定規模 府：18～20名程度 市：4～5名程度 （移管対象事業の実施にかかる人員相当分については、交付金・委託料として措置済み）

（出典：第18回副首都推進本部会議 資料2-1より抜粋）

ここでは、大阪産業局を中小企業支援にかかる施策・事業の執行機関として位置付け、将来像として国際ビジネス支援、創業・ベンチャー支援、事業承継、経営革新支援、経営基盤の強化等を実施する機関とし、人的措置の実現として、事業執行に必要な人員を措置可能な手法で検討するとともに、将来的な大阪産業局との人事交流等の実施について関係部局と協議を行っていくとされている。

そこで、府から大阪産業局への職員派遣の実態を調査するため、直近3年間の府から大阪産業局への派遣者の派遣先事業部に関する情報を収集したところ、以下のような状況が認められた。

年度	派遣先事業部							合計
	役員	国際事業部	統括室	企業支援事業部	MOBIO事業部	イノベーション推進部	万博共創ビジネス推進部	
R2	1	4	2	0	0	0	0	7
R3	1	4	2	1	9	1	0	18
R4	1	4	2	1	9	1	1	19

（出典：入手資料より監査人作成）

直近3年間において、府からの派遣者数は増加傾向にあるが、派遣者増加人数のほとんどは令和3年度から増加したMOB I O事業部であり、これは令和3年度に府のものづくり支援事業の一部業務が大阪産業局へ移管したことに伴うものである。従来、府が実施していた事業の移管に伴い人も派遣した形であるが、それに伴い中小企業経営にかかる現場感覚や高い専門性を醸成することも狙いの一つにしているという。

また、上記表のうち、企業支援事業部とイノベーション推進部においては、旧大阪産業振興機構の業務のみならず、旧大阪市都市型産業振興センターの業務についても一部実施していることから、単純に府からの業務移管に伴う派遣というものではないとのことであるが、両事業部への派遣者は各1名にとどまっており、各事業部あたりの派遣人数が増えているわけではない。それでもトータルの派遣人数としては、上記資料に記載の18~20名という当初想定された数値をクリアしていることになる。

もっとも、当初の副首都推進本部会議で目的とされた現場発の企業支援ノウハウの吸収という観点から、現在の派遣人数で十分であるかは、なお検討の余地があると思われる。大阪府職員がまだ派遣されていない部署への派遣の要否、既に派遣されている部署への派遣人員増加の要否等、絶えず見直しをして、企業支援ノウハウの吸収を進めるべきである。

【意見10 財源の活用方法の見直し】

大阪府は、大阪産業局が実施している市内中小企業を対象とした支援事業のノウハウを府域の支援事業に活かしていくため、より効率的な財源の活用方法を検討すべきである。

(理由)

大阪府からの交付金等については、大阪府の中小企業支援に資する事業に活用し、大阪市からの交付金等については、大阪市の中小企業支援に資する事業に活用することを基本的な考えとしている。もっとも、大阪産業局としては、できるだけ幅広く事業者が中小企業支援施策によるサービスを楽しむよう、大阪市財源で実施する事業の実施に関して、大阪市と協議調整を踏まえ以下のような運用を行っている。

- ・専門家派遣やビジネスチャンス倍増プロジェクトのように、専門家等の企業への訪問を伴う事業は、大阪市内事業者に限定
- ・その他事業（セミナーや研修等）については、大阪市内に限定せず、広く参加を募集
- ・定員数以上の申し込みがあった場合には、大阪市内事業者を優先
- ・支援事業先を広げることで、結果的に市内事業者への支援に波及すると考えられるものについては、可能な範囲で幅広く実施

大阪産業局としては、自らが大阪府域全体の中小企業支援を包括的に担う組織であることから、可能な限り幅広く府内事業者が中小企業支援施策によるサービスを楽しむよう努めている。とはいえ、市内中小企業を対象とする支援事業のノウハウについて、今以上に府域全体に広げていくことが、大阪産業局に統合した趣旨に合致すると思われる。

府はこのような現状を前提に統合の趣旨を踏まえ、現在大阪産業局が持っているノウハウを一層大阪府域に広げるべく、財源の有効活用の方法を検討すべきである。

(2) 事業計画における自己評価の手法に関する意見

【意見11 事業計画と予算の関連性の明示について】

大阪産業局は、各事業の評価を行うにあたり、予算額等を踏まえた経済効率性という観点の指標を考慮すべきである。

(理由)

事業計画書を確認したところ、支援事業ごとの予算額が記載されていない。また、年度の最終報告として開催される理事会での事業報告説明資料においても、事業ごとの予算及び実績が示されていない。各事業の実施結果の評価は、セミナー実施回数等定量的な指標で評価されるべきものではなく、予算額等を踏まえた上で、経済効率性の観点から検討されるべきである。そのため、今後は事業計画書に支援事業ごとの予算を記載するとともに、最終報告として開催される理事会での事業報告説明の際に予算に関する情報は共有すべきである。

【意見12 中期経営計画における成果測定指標(DI値)の基礎となるデータの充実】

大阪産業局は、成果測定指標(DI値)の基礎となるユーザーのアンケート回収率を上げるなどして、DI値が実態を正しく反映するものとなるよう取り組むべきである。

(理由)

大阪産業局は中期的な経営に関して目指すべき方向性を中期経営計画として取りまとめており、その中の「5 今後の経営目標と収支計画」で、最重点目標として、以下を定めている。

成果指標 (目標一覧)		OSAKA BUSINESS DEVELOPMENT AGENCY	
最重点目標 (支援企業の成果に結びついたかを重視する意味で最重点目標として設定)			
成果指標	目標		
事業利用による支援企業の成果 売上・営業利益・雇用者数の改善 (DI) (改善したと回答した企業の割合 - 悪化したと回答した企業の割合)	R2~6年度 府内DI値に上乘せする		
	売上高変化DI	37	
	損益変化DI	32	
	従業員数変化DI	17	

(出典：中期経営計画 5 今後の経営目標と収支計画 P31 抜粋)

また、上記D I の実績値推移は以下の通りであった。

	R2	R3	R4
府内D I 値に上乘せした売上高変化D I	20	23	23
府内D I 値に上乘せした損益変化D I	16	17	17
府内D I 値に上乘せした従業員数変化D I	20	16	14

(出典：入手資料より監査人作成)

ここで、監査人が令和4年度のD I 値の算出方法について確認したところ、以下の回答を得た。

	大阪産業局調査			大阪府調査			比較値
	回答数	回答率	DI値	回答数	回答率	DI値	
売上	380	6.5%	18.4%	1,656	25.5%	-4.7%	23 Point
営業利益変化	375	6.4%	4.3%	1,537	23.6%	-12.4%	17 Point
従業員	384	6.6%	6.0%	1,664	25.6%	-7.8%	14 Point

(出典：入手資料より監査人作成)

上記の「大阪産業局調査」は大阪産業局を利用していただいたユーザーに対して上記3つの指標(売上、営業利益率変化、従業員)に関するアンケートを行った結果である。一方、「大阪府調査」は、大阪産業経済リサーチセンターを通じて無作為に抽出した府内事業者に対して行ったアンケート結果であり、この両者の比較で、「比較値」を算出している。この値がプラスであれば、大阪産業局を利用したユーザーからのアンケート結果の方が、無作為に抽出した事業者のアンケート結果よりも良い結果ということになり、大阪産業局の取組みの成果が認められるとして、事業利用により支援企業の成果指標として採用しているとのことである。

また、「大阪産業局調査」と「大阪府調査」のアンケートの調査データに関する内容は以下の通りとのことであった。

【調査データについて】

「大阪産業局調査」

2022年度大阪産業局を利用いただいたユーザーのうち、経営者のみを抽出し、重複削除後データ5,833名に対してメールアンケートを実施

「大阪府調査」

無作為に抽出した府内の民営事業所6,500社への郵送自記式アンケート調

査（農林漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給業、金融・保険業及びサービス業の一部を対象から除く）

上記、算出方法及び調査データを考慮すると、「大阪産業局調査」のアンケート回答率は、売上で6.5%（380/5,833）である。一方、無作為抽出の「大阪府調査」の回答率は、売上で25.5%（1,656/6,500）であり、両者に大きな乖離が認められる。これは、「大阪産業局調査」の対象がユーザーであるがゆえに、業績の悪化している会社は回答を控える傾向も考えられ、回答率が低い場合には、そもそもD I値が実態を反映しない可能性もある。

今後は、ユーザーに対してアンケートに回答するようより強く求めるとともに、アンケート結果については当該D I値算出にのみ使用する旨を啓蒙するなどして、「大阪産業局調査」のアンケートの回答率を上げることが望まれる。

（3） ビジネスマッチング事業に関する意見

【意見13 取引あっせん事業とB2Bネットワーク事業の統合】

大阪産業局は、企業マッチングにかかる事業のより効果的・効率的な運営を図るため、取引あっせん事業とB2Bネットワーク事業の統合を進めるべきである。

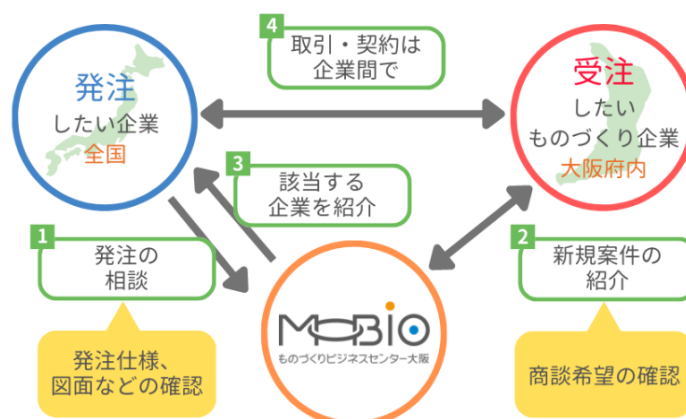
（理由）

ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）では、国内最大級の常設展示場をはじめ、ビジネスマッチング、販路開拓、産学連携相談、知的財産活用、セミナー開催などを行う「府内ものづくり中小企業の総合支援拠点」であり、大阪府と大阪産業局が連携してその運営を行っている。

場所は（独）中小企業基盤整備機構が整備したクリエイション・コア東大阪内にあり、ここには、約200ブースのものづくり企業の常設展示場があり、専任コーディネーターによるビジネスマッチングや視察の受け入れ、また、館内で各種セミナー、交流会、支援事業が行われている。

このMOBIOでは、中小企業取引振興として、取引あっせん事業とB2Bネットワーク事業が実施されている。

取引あっせん事業とは、昭和45年に制定された下請振興法に基づくビジネスマッチングであり、サプライチェーンの再構築や中小企業の廃業・移転が進む中、ベーシックなマッチングの仕組みとして機能しているものである。例えば「自社でできない加工をお願いしたい」、「高い技術力を持った協力工場を探している」など加工先が探せなくて困っている企業と、「新しい取引先を紹介してほしい」、「営業がないため、新規取引のきっかけがない」など新しい業務を受注したい企業などについて、大阪府内製造業の中から最適なマッチングを推進している。



(出典：MOBIOホームページより)

具体的には、受発注企業登録制によるあっせん登録企業（発注企業約 3,500 社、受注企業約 4,300 社）から、加工先や試作先をあっせんしている。仕様の明らかな発注案件が対象となり、発注に対応できる企業を登録企業から探索し随時紹介している。データベース検索とベテランのコーディネーターの経験を活かして、電話一本で「早く、探して欲しい」というニーズに対応したマッチングとなっており、量産・試作を中心に即時性のあるマッチングがセールスポイントである。

一方、B2Bネットワーク事業は、取引あっせん事業より幅広いマッチング機会の提供を目的に、平成 21 年度に創設された制度であり、地方銀行や信用金庫を中心とした全国 49 の金融機関と連携し、国内外からの発注情報を金融機関の顧客企業に提供することを通じたビジネスマッチングである。

この事業の特徴は、B2Bネットワーク事業に参画する全国の金融機関のフィルターによる信用力と幅広い顧客層から企業を探索できるのが特徴で、「時間がかかっても幅広く探して欲しい」というニーズに対応したものである。



(出典：MOB I Oホームページより)

上記2つのビジネスマッチング事業について、現状をヒアリングしたところ、事業の入口である発注案件獲得の主要な活動に違いがあった。取引あっせん事業は前述のあっせん登録データベースの発注企業約3,500社への訪問で発注案件を獲得、一方、B2Bネットワーク事業は取引あっせん事業の登録の有無にかかわらず、依頼のあった企業や関係企業への訪問、国内の大型展示商談会に参加・出展するなどのコーディネーターによる営業活動や金融機関からの紹介を通じて発注案件を獲得している。このように、発注案件の獲得、紹介の手法という点には形式的な違いがある。

しかしながら、支援を受ける側である中小企業にとってみれば、両事業は、発注企業と受注企業の受発注に結び付けるマッチングという本質的な支援に相違点はないと思われる。

また、現状別々の事業と区別されているが、両事業を統合することで、コーディネーター間での情報共有が促進され、新たなマッチングにつながる可能性が高まるとともに、事業の統合により効率的な運営が期待される。

よって、効果的かつ効率的な事業運営の観点から、事業の統合を進められたい。

【意見14 MOB I O及び大阪産業創造館でそれぞれ実施されているマッチング事業の効率化】

大阪産業局は、ビジネス・マッチングサポート事業 (MOB I O) とビジネスチャン

ス倍増プロジェクト（大阪産業創造館）について、より効率性の高い運用を検討すべきである。

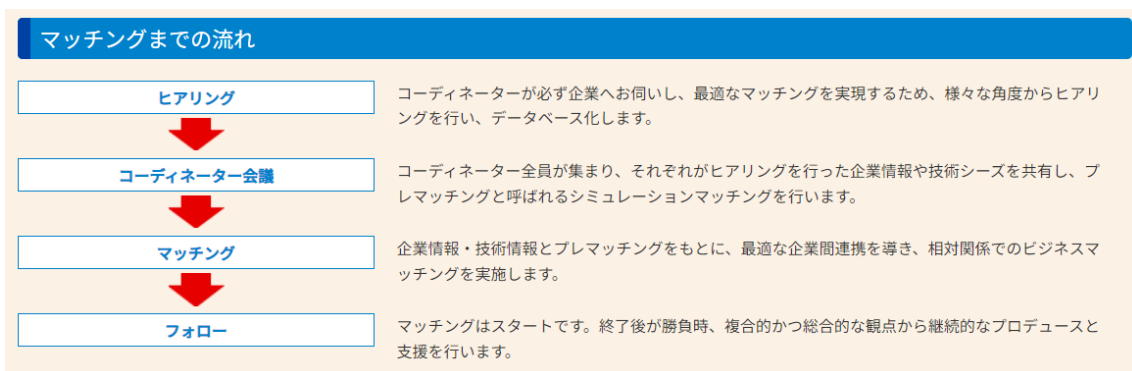
（理由）

MOB I Oにおいて実施しているビジネス・マッチングサポート事業は、大阪府内を中心とした製造業、高い技術を持つ企業に対し、技術と経験豊富な大手企業OBがコーディネーターとして、中小企業の組織的・技術的課題の解決のためのコンサルティングとビジネスチャンスの創出をプロデュースする事業である。

アイデアの具現化や技術を活かすためのあらゆるアライアンスを経験や知識を活かし、ビジネスチャンス創出という視点でスクリーニングし、年間100件を超えるビジネスマッチングを成立させており、「クリエイティブに技術を形づくる。製品を開発し経営をデザインする。」を指針として、継続的なフォロー・伴走支援を実施する中でマッチングにつなげている。

具体的なマッチングまでの流れは以下の通りである。

【マッチングまでの流れ】



（出典：MOB I Oホームページより）

一方で、大阪産業創造館において、ビジネスチャンス倍増プロジェクト事業を実施している。これは、経験豊富な企業OBのマッチングナビゲーターが、1社ずつ個別訪問を行い、経営者と話をし、現場を確認することで、技術力・経営課題・要望を把握した上で、その技術内容を元に、大阪産業創造館が持つ中小企業情報、企業OBが持つ大手メーカー・大手商社などのネットワークを活用して、マッチングナビゲーターが橋渡し役（仲人役）となり、企業の技術・要望に最適な企業紹介を行うことを目的としている。

このサービスの特徴として、以下の3つが掲げられている。

①約50人の人脈でマッチング先を検討

経験豊富なマッチングナビゲーターが一堂に集まって、企業の課題解決を行うために会議を開きます。マッチングナビゲーターは、各人の人脈を活かして情報を交換し、チームワークにより大手企業・中小企業などマッチング先を探します。

②自社では気づかない魅力を発掘

マッチングナビゲーターは、さまざまな経験と技術を持つ専門家です。自社では気がついていなかった魅力や技術力を発掘して、新分野への進出や新たな取引のきっかけをつくります。

③経営者としての姿勢・考え方を再確認

同プロジェクトで最も重視しているのは、経営者の人間性や経営に取り組む姿勢や考え方。マッチングナビゲーター自身が「自分の目で確かめ、納得できる人・企業同士を結びつける」活動となるため、入念な調査やヒアリングを実施しています。

(出典：大阪産業創造館ホームページより)

両事業は、ビジネスマッチングの専門家（コーディネーター、マッチングナビゲーター）が企業の個別訪問を行う点、個別訪問で企業の課題を把握した上で、複数の専門家による会議（コーディネーター会議、マッチングナビゲーターによる会議）により、情報共有し、紹介先を探す点は類似しているが、ビジネス・マッチングサポート事業（MOBIO）は、紹介後の長期にわたる継続的なフォローを実施しており、紹介、仲人的役割を主目的とする、ビジネスチャンス倍増プロジェクト（大阪産業創造館）とは紹介後の支援内容が異なっている。

しかしながら、組織統合後も統合前と同様、並列で実施されており、効率的な手法への転換が進んでいない。そもそも、大阪産業局への組織統合はこのような類似事業に関して効率性の高い手法への転換などによる利用者利便性の向上や効率性の向上をその大きな目的としている。そのため、府市財源の区別はあるものの、今後は運営手法等に関して可能な限り効率性の高い手法への転換についてより積極的に取組まれることが望まれる。

(4) 固定資産実査にかかる監査の結果及び意見

【意見15 外注先所有資産の管理について】

大阪産業局は、外注先所有資産について、適切に管理すべきである。

(理由)

固定資産管理シールが貼付されていない資産があったため確認を求めたところ、令和4年度までMOB I O運営の外注先である(株)コンベンションリンクージ所有のものであることが判明した。

大阪産業局所有資産と区別するため外注先所有資産のリストを作成・入手し、現物を見ただけで他法人所有であることが分かるよう管理するとともに、当該外注先との間で継続使用に関する合意等を得ておく必要がある。

【監査の結果1 固定資産管理シールの貼付漏れ】

大阪産業局は、固定資産の現物管理を適切に行うべきである。

(理由)

固定資産管理シールが貼付されていない資産が以下の通り確認された。

管理番号	資産の種類	資産の名称	取得価額	取得年月日	数量
取引-器備-0028	器具備品	カウンターチェア	76,698	2003/8/1	2
取引-器備-0008	器具備品	商品台	1,956,747	2003/8/1	169のうち1つ

上記のうち、カウンターチェアについては、そもそもシールが貼付されておらず、商品台については、シールが剥がれた跡があった。

大阪産業局は、適切な固定資産管理の観点から、固定資産管理シールの貼付を徹底する必要がある。

【意見16 固定資産管理シールの貼付場所】

大阪産業局は、固定資産の現物管理を適切に行うべきである。

(理由)

【監査の結果1】の取引-器備-0008 商品台について、固定資産管理シールが正面の目立つ場所に貼付してあった。その状況について撮影した写真は次のとおりである。なお、下の写真のうち右側の写真は上記【監査の結果1】記載のシールが剥がれた商品台を撮影したものである。



固定資産管理シールは現物管理に資するものではあるが、常設展示ブースとして商品台も賃貸しており、そのレイアウト等について借り手が任意に考慮できることとされている。そのため、借り手としては、できるだけ目立たないところに貼付して欲しいと考えるのが通常である。このことから、できるだけ目立たないところに貼付すべきと考えられる。

【監査の結果2 固定資産管理の不備】

大阪産業局は、固定資産の現物管理を適切に行うべきである。

(理由)

大阪産業局では、その所有する固定資産の管理については、固定資産管理簿を作成しており、資産番号、資産の種類及び名称、使用及び保管場所、減価償却にかかる各種情報等が一覧できるような書式となっている。そして、物品そのものには、固定資産管理簿記載の資産番号が記載された管理ラベルを貼付し、現物管理を行っている。

監査人がマイドームおおさかの現地調査を行った際、ランダムに抽出した固定資産の現物管理状況と固定資産管理簿を突合したところ、下記の不備が見つかった。

- ①管理簿上、「8F ロビー用長椅子」の使用・保管場所が「8F ロビー」と記載されていたにもかかわらず、実際には別の場所に保管されていた。
- ②8F サロン室内で使用されていた「飾棚」、「卓子」、「脇卓子」等の固定資産には、大阪産業局の前身である大阪産業振興機構の管理ラベルが貼付されており、固定資産管理簿と対応する資産番号の記載がなかった。

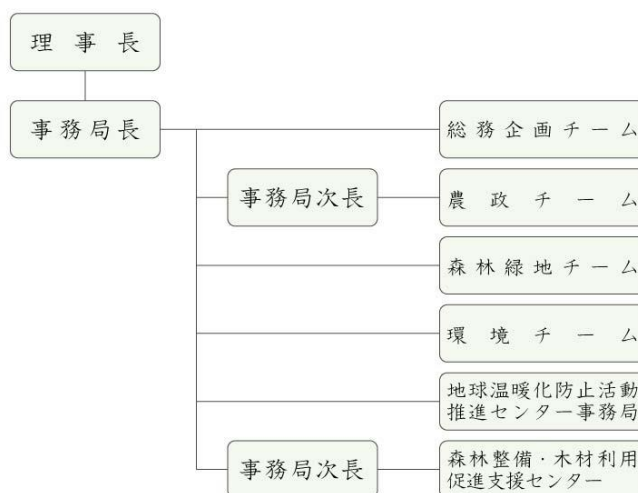
上記の不備は、固定資産の現物管理上不適切なものであり、直ちに改善すべきである。

第4 一般財団法人大阪府みどり公社（所管部局：環境農林水産部）

1 一般財団法人大阪府みどり公社の概要（令和5年7月1日時点）

法人名	一般財団法人大阪府みどり公社
所在地	大阪市中央区南本町二丁目1番8号 創建本町ビル5階
設立年月日	昭和61年2月28日
出捐財産の額	1200万円
出捐団体構成	大阪府・旧財団法人大阪府農林会館
役員構成	7名（常勤役員1名、非常勤役員6名）
職員数	31名（令和5年4月1日現在）
設立の経緯	<p>昭和61年2月28日、「農地や未墾地を取得し、新たな優良農地を開発し、売渡し、幹旋等農地の総合的な権利調整を先導的に実施するとともに、府域の均衡ある発展に資する機関」（大阪府農地開発公社設立趣意書より）として設立された「財団法人大阪府農地開発公社」が前身である。</p> <p>平成6年2月28日には、農業経営基盤強化促進法に基づく「農地保有合理化法人」に指定された。</p> <p>平成8年4月1日に財団法人大阪府緑化・環境協会と統合し、平成13年2月21日に公社名を「財団法人大阪府みどり公社」に改称した。</p> <p>さらに、平成13年4月1日に財団法人大阪府農林会館と統合し、現在の組織体制となった。</p> <p>平成15年7月7日には、「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」にも指定された。</p> <p>平成24年4月1日、一般財団法人に移行し、公社名を「一般財団法人大阪府みどり公社」（以下「公社」という。）に改称した。</p> <p>平成26年5月1日、農地保有合理化法人の廃止に伴い、大阪府知事から「農地中間管理機構」として指定を受けた。</p>

2 組織



(公社ホームページより引用)

各部署の構成人数（令和5年4月1日時点）及び担当業務は以下のとおりである。

- ① 総務企画チーム（4名）…人事及びサービス・経理・経営管理。
- ② 農政チーム（10名）…農地中間管理事業（7名）、就農支援事業及び農地関連事業の実施。具体的な業務内容は3(2)ア(ア)を参照。
- ③ 森林緑地チーム（7名）…大阪府民の森ちはや園地の管理運営事業及び府立金剛登山道駐車場の管理運営事業の実施。具体的な業務内容は3(2)ア(イ)及び同イ(ウ)を参照。
- ④ 環境チーム（5名）…地球温暖化防止活動推進支援事業及び環境調査・相談事業の実施。具体的な業務内容は3(2)ア(ウ)を参照。
- ⑤ 大阪府地球温暖化防止活動推進センター事務局（④5名が兼務）…地球温暖化防止活動推進センター業務の実施。
- ⑥ 森林整備・木材利用促進支援センター（4名）…森林整備・木材利用促進支援センター業務の実施。具体的な業務内容は3(2)ア(エ)を参照。

3 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

大阪府における地域社会と調和のとれた農林業などの振興を図るとともに、地球環境の保全及び自然環境の回復等良好な生活環境の保全を推進し、もって府域の均衡ある発展に寄与することを目的とする。（定款第3条）

(2) 事業内容

上記(1)の設立目的に基づき、地域社会と調和のとれた農業等の振興及び地球環境の保全と自然環境の回復、並びに良好な生活環境の保全等を目指して、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
 - ② 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理
 - ③ 地球温暖化防止のための取組み
 - ④ 森林の有する公益的機能を支えるための市町村への技術支援等の取組み
- を柱に、以下の事業を行っている。

ア 主要事業

注：主要事業とその他収益事業との区分は、公社作成の中期経営計画（令和3年度～令和7年度）令和4年5月改訂版によるもの。

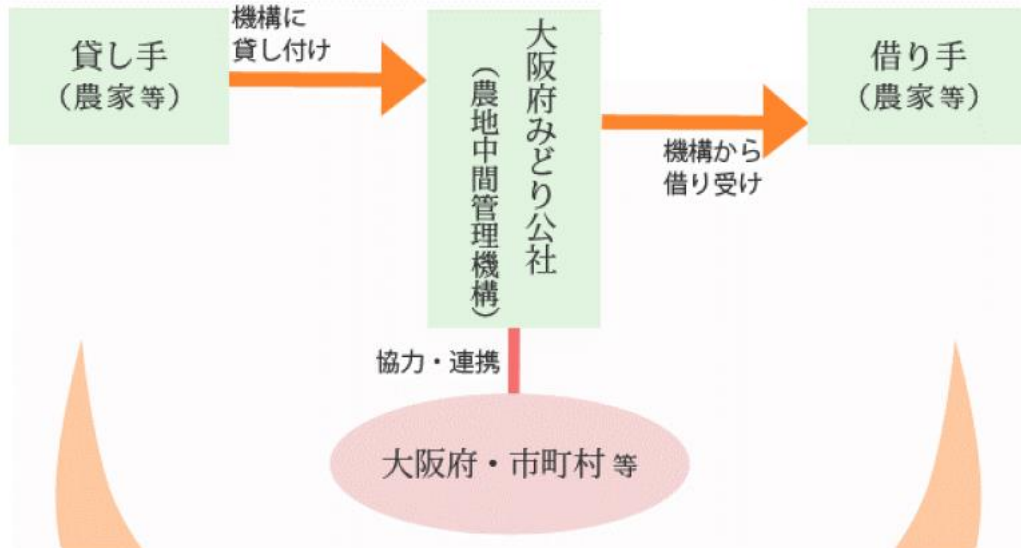
(ア) 農地中間管理事業等農地関連事業

<令和4年度経常収益：1億626万3261円>

a 「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、大阪府内唯一の農地中間管理機構として平成26年5月に知事から指定を受け、大阪府が定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り農地中間管理事業を実施する。具体的には、貸付を希望する農地所有者から農地を借り受けて、規模拡大等を希望する農業者や農業法人及び新規農業参入者など多様な担い手に農地を貸し付け、農地の集積と集約による経営基盤の強化及び遊休農地の解消と未然防止による農空間の保全と活用を推進する。

機構による農地の貸し借り

事業の仕組み



- ・耕作が難しくなり、誰かに貸したい
- ・自分で、借り手を見つけられない
- ・手続きが難しい

- ・規模拡大をしたい
- ・新たに農業を始めたい
- ・農業参入を検討したい（企業）

（公社ホームページより引用）

農地中間管理事業における、農地借受希望者への貸付実績は次のとおりである。

		R1	R2	R3	R4
新規	貸付農家（者）	59	63	117	120
	面積（h a）	31.3	31.9	66.5	32.9
継続	貸付農家（者）	21	23	39	48
	面積（h a）	3.7	7.2	8.1	19.9
合計	貸付農家（者）	80	86	156	168
	面積（h a）	35.0	39.1	74.6	52.8

（公社「事業報告書」より作成）

なお、農地中間管理事業は収益性がなく、大阪府からの補助金により賄われている。

b また、平成 30 年度からは、大阪府から補助金（農業経営総合サポート事業）を受けて、農業経営の改善や法人化等に関する経営相談及び専門家派遣を行う組織として、農業経営相談所を運営していた。引き続き令和 4 年度からは、大阪府からの委託事業として農業経営・就農支援センター（経営支援部門）を運営している。

(イ) 自然環境保全関連事業（大阪府民の森管理運営事業）

<令和 4 年度経常収益 3219 万 8317 円>

公社は、大阪府森林組合と共同事業体を構成し、大阪府が設置している大阪府民の森の管理運営を行っている。

大阪府民の森は、府政 100 年記念事業として金剛生駒紀泉国定公園内の主要地点に、府民に自然の風景地と親しむ場を提供し、府民が健康で文化的な生活を確保することを目的として設置された自然公園施設である。平成 23 年 4 月 1 日より、公社は大阪府民の森の指定管理者に指定され、管理・運營業務を受託してきたが、令和 4 年 3 月 31 日をもって北河内地区及び中河内地区の管理事業を終了した（令和 4 年 4 月 1 日以降は、民間事業者がこれらの指定管理者に指定されている。）。現在、公社は南河内地区（ちはや園地）の指定管理者にのみ指定され（令和 5 年度～令和 9 年度）、管理・運営を行っている。

事業の具体的状況については、後記 8【意見 1 8 経営基盤の安定のための事業の獲得及び自主財源の確保】に記載する。

(ウ) 地球温暖化防止活動推進支援事業

<令和 4 年度経常収益 2180 万 9281 円>

大阪府知事から指定を受けた大阪府地球温暖化防止活動推進センターとして、セミナーの開催、イベントでのブース出展、出前講座等による啓発活動を府内各地で実施し、地球温暖化防止に向けた府民の行動変容を促す。

大阪府からの委託事業としては、脱炭素化に向けた消費行動促進事業、地球温暖化防止活動推進員機能強化事業が挙げられる。

また、家庭及び事業所に対して省エネ診断等を行い、効果的な設備改善や運用改善による CO₂ 排出量の削減対策を提案する。

(エ) 森林整備・木材利用促進支援事業

<令和 4 年度経常収益 3927 万 0000 円>

大阪府からの受託事業として公社に設置した森林整備・木材利用促進支援センターにおいて、市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用の取組みが円滑かつ確実に実施できるよう、市町村に対し技術的支援や助言を行う。

イ その他収益事業

(ア) 環境調査・相談事業

<令和 4 年度経常収益 973 万 5000 円>

国、大阪府、市町村や民間企業が募集する環境調査・相談事業を受託、実施する。

国、大阪府、市町村や民間企業が募集する環境調査・相談事業を受託、実施する。

(イ) 直営事業

<令和4年度経常収益 1883万0521円>※(イ) (ウ)合計

府民の森利用者への物品や飲食物の販売等を行う。

(ウ) 金剛登山道駐車場管理・運営

<令和4年度経常収益 1883万0521円>※(イ) (ウ)合計

ちはや園地への登山道の麓にある大阪府立金剛登山道駐車場の指定管理者に指定され、管理・運営を行っている。

4 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	
貸借対照表	資産合計	1,023,339	998,053	980,947	953,547	902,107	
	資産	流動資産	256,704	212,887	164,178	238,108	200,903
		現金預金	174,265	130,837	93,510	160,949	114,385
		未収入金	23,620	23,183	12,263	19,051	30,465
		その他	58,819	58,867	58,405	58,108	56,053
		固定資産	766,635	785,166	816,769	715,439	701,204
		基本財産	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		特定財産	69,484	53,063	35,718	37,677	23,146
		その他	685,151	720,104	769,051	665,762	666,059
	負債合計	138,635	117,904	105,107	78,757	65,583	
	負債	流動負債	72,651	69,821	75,279	47,956	48,836
		短期借入金	0	0	0	0	0
		未払金	54,697	49,119	58,443	28,843	34,216
		その他	17,954	20,702	16,836	19,113	14,619
		固定負債	65,984	48,082	29,828	30,801	16,747
		長期借入金	0	0	0	0	0
各種引当金		63,928	46,844	29,414	30,801	16,747	
その他		2,056	1,238	414	0	0	
正味財産合計	884,704	880,150	875,839	874,788	836,525		
正味財産	指定正味財産	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
	一般正味財産	872,704	868,150	863,839	862,788	824,525	

(大阪府「出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果報告」より作成)

特記事項

・公社は、平成24年4月1日の一般財団法人への移行時に、「一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第119条に基づいて、公益目的支出計画を作成している。この計画は、公益目的財産額（一般財団法人に移行した後に移行の際の正味財産額を基礎として算定した額）に相当する金額を、公社が選択した実施事業等（農地保有合理化事業等農地関連事業・自然環境保全関連事業・地球温暖化防止活動推進支援事業）において、公社の財産から支出するものである。正味財産が毎期減少しているのは、かかる計画に沿うものといえる。

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	
正味財産増減計算書	一般正味財産	経常収益	371,798	392,562	377,218	385,601	228,841
		事業収益	261,572	292,025	270,310	289,780	139,023
		受取補助金等	96,427	93,453	95,363	88,626	85,013
		その他	13,799	7,084	11,544	7,195	4,805
	正味財産増減	経常費用	380,338	397,116	381,528	386,653	267,105
		事業費	379,336	395,985	380,553	385,555	266,230
		管理費	1,002	1,131	975	1,098	875
	投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	
	評価損益等調整前当期経常増減額	-8,539	-4,554	-4,310	-1,051	-38,264	
	増減	基本財産評価損益等	0	0	0	0	0
		特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
	当期経常増減	-8,539	-4,554	-4,310	-1,051	-38,264	
	計算書	経常外収益	0	0	0	0	0
		経常外費用	0	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-8,539	-4,554	-4,310	-1,051	-38,264		
指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0		
正味財産期末残高		884,704	880,150	875,839	874,788	836,525	

(大阪府「出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果報告」より作成)

特記事項

・令和4年度の経常収益及び経常費用が前年度から大幅減（経常収益：－1億5676万円、経常費用：－1億1954万8000円）となったのは、平成23年度から指定管理者に指定されていた大阪府民の森に関し、北河内地区・中河内地区の指定管理業務が終了したためである。

5 大阪府の財政的関与及び人的関与

(1) 財政的関与

(単位：千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5予算
補助金	90,281	87,494	89,964	83,396	75,498	122,093
委託料	186,465	221,065	207,364	223,585	91,887	105,384
貸付金	0	0	0	0	0	0
その他（分担金・負担金・出捐金等）	0	28	28	11	19	22
合計	276,746	308,587	297,356	306,992	167,404	227,499
府損失補償・債務保証契約に係る債務残高（期末）	0	0	0	0	0	0
府借入金残高（期末）	0	0	0	0	0	0

	H30	R1	R2	R3	R4
補助金/経常収益	24.3%	22.3%	23.8%	21.6%	33.0%
委託料/経常収益	50.2%	56.3%	55.0%	58.0%	40.2%
貸付金/総資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他/経常収益	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
損失補償等債務/総資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
府借入金/総資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(大阪府「出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果報告」より作成)

特記事項

・令和4年度の委託料が前年度から大幅減（－131,698円）となったのは、平成23年度から指定管理者に指定されていた大阪府民の森に関し、北河内地区・中河内地区の指定管理業務が終了したためである。

・公社の経常収益に占める大阪府からの補助金及び委託料の割合は、平成30年度以降令和4年度まで、73.2%～79.6%を推移している。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
(補助金+委託料) / 経常収益	74.5%	78.6%	78.8%	79.6%	73.2%

・財政的関与の内訳の詳細は、次の表のとおりである。

大阪府の財政的関与の状況		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補助金、委託料等の内容
補助金		90,281	87,494	89,964	83,396	75,498			
(内)	大阪府農地集積・集約化対策事業補助金(国庫補助)	72,400	68,539	72,210	71,481	71,277			農地中間管理事業による農地集積と集約化
	参入支援事業補助金(府単独)	0	0	275	275	275			農地中間管理事業を希望する理農家に対する指導業務
	農地有効利用促進事業補助金(府単独)	3,881	3,919	3,946	3,946	3,946			農地中間管理事業対象外の農地集積と集約化
	農業経営総合サポート事業	14,000	15,036	13,533	7,694	0			農の成長化産業事業、農業者向けコンサルティング業務
委託料		186,465	221,065	207,364	223,585	91,887			
	大阪府民の森管理運営業務 (指定)	169,329	166,717	168,265	168,265	30,370			大阪府民の森(令和3年度まで:ほりご園地を除く8園地・令和4年度:ちはや園地のみ)の管理運営
	大阪府民の森等管理運営業務に係る損失補填等 (指定)	0	134	4,449	4,251	3,343			新型コロナウイルス感染症による施設利用料減取に係る損失補填、電気・ガス代の上昇に伴う経費の増加分に係る支援及び施設休止に伴う減収額に係る補填 ・令和元年度(北・南河内) ・令和2年度(北河内:1,243、南河内:134、金剛登山道駐車場:3,072) ・令和3年度(金剛登山道駐車場:4,251) ・令和4年度(南河内:148、金剛登山道駐車場:3,195) ・ほした園地利用者アクセス調査業務(令和元年度限り)
(内訳)	ほした園地利用者アクセス調査業務 (随契)	0	410	0	0	0			森林整備・木材利用に関する市町村への技術的支援
	森林整備・木材利用促進支援センター設置業務 (随契)	0	33,253	34,650	35,530	39,270			箕面北部丘陵地区動植物調査業務委託
	箕面北部丘陵地区動植物調査業務 (随契)	12,636	13,530	0	10,483	0			家庭の省エネ・エコグッズの推進強化事業
	家庭の省エネ・エコグッズの推進強化事業 (随契)	4,500	3,663	0	4,224	0			「豊かな大阪湾」エコバスツアー委託業務
	「豊かな大阪湾」エコバスツアー委託業務 (随契)	0	995	0	0	0			環境交流パートナーシップ推進事業 (公募)
	環境交流パートナーシップ推進事業 (公募)	0	2,363	0	0	0			環境活動を行うNPO等への活動支援業務(令和元年度限り)
	地球温暖化防止活動推進員機能強化事業 (随契)	0	0	0	0	2,706			地球温暖化防止活動推進員の新たな人材確保とより効果的な普及啓発手法のための研修事業
	脱炭素化に向けた消費行動促進事業 (随契)	0	0	0	0	5,688			カーボンフットプリント(CFP)等を活用した普及啓発手法の検討
	農業経営総合サポート事業 (随契)	0	0	0	0	10,500			農の成長化産業事業、農業者向けコンサルティング業務
	2025大阪・関西万博開催に向けたアイデアアイデア検討ワークショップ委託業務 (随契)	0	0	0	832	0			2025年大阪・関西万博開催に向けたアイデア検討ワークショップ開催
	脱炭素経営宣言促進事業 (随契)	0	0	0	0	0			脱炭素経営宣言促進事業の受付業務や周知
買付金		0	0	0	0	0			
その他(分担金・負担金・出捐金等)		0	28	28	11	19			
(内)	ハイキングマップの購入 (需用費)	0	28	28	11	0			ハイキングマップの購入に係る経費
	大阪府農業経営計画認定審査委員会(報酬等)	0	0	0	0	19			大阪府農業経営計画認定審査会の委員報酬及び旅費
合計		276,746	308,587	297,356	306,992	167,404			
府損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)		0	0	0	0	0			
府借入金残高(期末)		0	0	0	0	0			

(大阪府より提供)

(2) 人的関与

2. 役職員の状況

(単位:人)

【各年度7月1日時点】

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			府派遣	府OB		府派遣	府OB		府派遣	府OB
役員	常勤役員	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	非常勤役員	6	0	1	6	0	1	6	0	1
職員	管理職									
	プロパー職員	0		0	0		0	0		0
	その他	7	2	5	6	2	4	6	2	4
	一般職									
	プロパー職員	3		0	3		0	2		0
	その他	28	2	4	9	2	1	10	2	1
	常勤職員計	38	4	9	18	4	5	18	4	5
	常勤以外の職員	7		4	9		5	10		5

(出典：出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果報告 令和5年9月)

注：ここでの「職員」は、パート・アルバイトや週23時間15分未満勤務の職員を除く。

6 監査の視点及び方法

(1) 監査の視点

ア 公社に対して補助金等の支払いを行うにあたり、支払いの必要性及び額の相当性等について適切な内部意思決定手続がとられているか、補助金等支払い後のモニタリングが行われているか、「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」第4条に基づく権限が適切に行使されているかを監査する。

イ 大阪府による人的関与の必要性及び相当性を図る観点から、適切な人員が派遣され、その者の関与により指定出資法人の事業運営及び計画の実現可能性や予実管理等がなされているか、派遣人員に対して支払われる給与又は報酬が適切であるかを監査する。

ウ 大阪府が支出した補助金・委託料等が効率的かつ有効に利用されることが期待できるか、大阪府の財政運営に対するリスクが最小限に抑えられているかという観点から、公社の行う事業の採算性や立案する中期経営計画の妥当性、相当性を検証するとともに、公社における運営の必要性、また公社の事業を運営するにあたり適切な人員規模で計画的な事業運営が行われているかといった観点から監査を行う。

(2) 監査の方法

ア 上記(1)監査の視点ア乃至ウの視点での監査のため、出資段階及び各年度決算時における公社から大阪府への提出資料を精査するとともに、これに基づく関与の在り方についての評価、見直しに関する大阪府内部の意思決定手続資料を精査し、担当部

署等へ質問・照会を実施した。必要に応じて、担当部署等へ追加で質問・照会を行い、資料提供を求めるとともに、ヒアリングを実施した。

イ 上記(1)監査の視点ア乃至ウの視点に基づく監査のため、公社から関係資料の提出を求めて精査を行うとともに、公社への質問・照会を実施した。現場の視察も実施した上で、必要に応じて、追加での質問・照会を行い、資料提供を求め、職員等へのヒアリングを実施した。

7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）

(1) 大阪府が示した方向性

「令和5年度大阪府行政経営の取組み」においては、「農地中間管理機構として、法令に基づく事業を実施する」ものとして、存続の方向性が示されている。

また、「出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果報告<令和5年9月>」においては、農地中間管理機構、地球温暖化防止活動推進センター及び森林整備・木材利用促進支援センターとしての役割を果たしていることは評価できるとされている。

(2) 大阪府が示した方向性に対する対応

大阪府の農地中間管理機構としての役割については、継続的に事業遂行されており、特筆すべき点はない。

8 監査の結果及び意見

【意見17 公益目的支出計画に沿った効率的かつ有効的な支出】

公社は、公益目的支出計画に沿って、同計画に係る実施事業に対して効率的かつ有効的に支出を行うべきである。

(理由)

公社は、平成24年4月1日の一般財団法人への移行時において、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第119条に基づき、その時点の残余財産約10億円を公益目的財産額として、移行後20年間で公益事業に支出する「公益目的支出計画」を作成し認可を受けている。

<公益目的支出計画>

- ・平成24年3月31日を算定日とする公益目的財産額：10億6462万0087円
- ・実施事業内容：農地保有合理化事業等農地関連事業
自然環境保全関連事業（府民の森等の指定管理事業）
地球温暖化防止活動推進支援事業
- ・公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日：令和14年3月31日
- ・公益目的支出計画の実施期間：20年間

- ・公益目的支出の見込額：4億2776万2941円／年...①
- ・実施事業収入の見込額：3億7266万9000円／年...②
- ・①－②＝5509万3941円／年（5509万3941円×20年間＝11億0187万8820円）

<実施の状況>

(単位：円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
公益目的財産額	1,064,620,087	1,064,620,087	1,064,620,087	1,064,620,087	1,064,620,087
公益目的収支差額	550,939,410	340,206,949	606,033,351	384,324,906	661,127,292
公益目的支出の額	427,762,941	326,674,130	427,762,941	204,388,816	427,762,941
実施事業収入の額	372,669,000	317,336,193	372,669,000	160,270,859	372,669,000
公益目的財産残額	513,680,677	724,413,138	458,586,736	680,295,181	403,492,795

(公社「公益目的支出計画について」より引用)

公益目的支出計画の達成状況について、令和4年度までの公益目的収支差額の累計が、計画では6億0603万3351円(＝5509万3941円×11年)となっているのに対し、実績は3億8432万4906円となっており、計画額より2億2170万8445円少なくなっている。また、令和4年度の実績は4411万7957円(＝2億0438万8816円－1億6027万0859円)となっており、公社によると、今後については令和5～7年度の各年度3953万8000円を見込んでいるとのことである。

実施事業収入の額が計画を下回っているにもかかわらず、このように支出計画の実行が遅れているのは、本来、公社が実施事業において支出すべき財産が支出されていないからと考えられる。

公社は、公益目的支出計画に沿って、同計画に係る実施事業に対して効率的かつ有効的に支出をすることで、農地保有合理化事業等農地関連事業・自然環境保全関連事業(府民の森等の指定管理事業)・地球温暖化防止活動推進支援事業の事業内容の更なる充実を目指すべきである。

【意見18 経営基盤の安定化について】

公社は、経営基盤の安定を目指し、可能な限り大阪府からの財政支出のみならず、市町村や民間企業等からの事業の獲得や自主財源の確保を目指すべきである。

(理由)

(1) 上記5(1)で述べたとおり、公社の経常収益に占める大阪府からの補助金及び委託料の割合は、平成30年度以降令和4年度まで、73.2%~79.6%を推移している。公社の収入について、大阪府からの財政支出が大きな割合を占めていることが分かる。

また、事業規模から見て、公社の事業の中心は農地中間管理事業等農地関連事業及び自然環境保全関連事業(大阪府民の森管理運営事業)であったが、大阪府民の森の管理運営につき北河内地区・中河内地区の指定管理が令和3年度をもって終了したことから、令和4年度の割合は下記の表のとおり農地中間管理事業等農地関連事業が大きな部分(約41.3%)を占める状況となっている。

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算	備考
① 農地中間管理事業等農地関連事業	107,916	103,790	109,860	159,236	農地中間管理機構等関連事業
全事業合計に占める割合	28.4%	27.0%	41.3%	50.5%	
② 大阪府民の森の管理運営事業	189,331	185,436	61,330	61,563	大阪府民の森の管理運営事業(指定管理) 大阪府民の森を拠点とした公益事業、収益事業の推進
全事業合計に占める割合	49.8%	48.3%	23.0%	19.5%	
③ 地球温暖化防止活動推進支援事業	38,965	48,071	44,004	53,428	地球温暖化防止活動に関する事業 環境調査・相談事業
全事業合計に占める割合	10.3%	12.5%	16.5%	17.0%	
④ 森林整備・木材利用促進支援事業	30,352	33,199	37,622	40,945	森林整備・木材利用促進支援事業
全事業合計に占める割合	8.0%	8.6%	14.1%	13.0%	
⑤ ①~④以外の事業	13,197	13,507	13,414	0	常盤登山道駐車場事業 (R5から常盤登山道駐車場事業は②大阪府民の森の管理事業と一括管理)
全事業合計に占める割合	3.5%	3.5%	5.0%	0.0%	
全事業合計	379,761	384,003	266,230	315,172	

※単位未満は四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(出典:出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果報告 令和5年9月)

公社は、経営基盤の安定のため、大阪府以外の自治体・企業からの新規案件の獲得・創出を目指すとともに、農地中間管理事業等農地関連事業以外の事業の規模拡大と充実を図り、多種の事業から収益を上げられるよう取り組むべきである。

(2) 既存の事業の内、事業規模が大きく縮小した大阪府民の森(南河内)「ちはや園地」は、重要なアクセス方法である千早赤阪村営金剛山ロープウェイの休止(平成31年3月以降)や飲食・宿泊施設である同村営香楠荘の閉鎖(平成31年9月以降)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設休止(令和2年3月以降)により、利用者数に大きな影響が出ていると思われる。

【ちはや園地利用者数(全体)】

年度	H29 (H29.4~H30.3)	H30 (H30.4~H31.3)	R1 (H31.4~R2.3)	R2 (R2.4~R3.3)	R3 (R3.4~R4.3)	R4 (R4.4~R5.3)
利用者数(人)	95,670	80,247	53,140	44,249	42,403	48,750

(公社「事業報告書」より作成)

【施設利用者数】

年度	ミュージアム（人）	キャンプ場（人）	駐車場（台）	備考
H29	27,774	9,871	24,116	
H30	23,145	8,646	22,066	H31.3以降、ロープウェイ休止
R1	15,217	6,658	13,455	H31.9以降、香楠荘閉館
R2	12,891	2,890	16,264	3/2～5/15 ミュージアム、キャンプ場コロナ休止 3/2～6/3 BBQ場 コロナ休止 4/29～5/6 駐車場 コロナ休止
R3	11,239	3,157	13,914	4/25～6/20 コロナ休止
R4	13,330	4,712	16,735	
R5 ※R5.4～R5.9	7,498	2,465	6,901	6/3～7/12土砂崩れによる府道一部通行止め

（公社「ちはや園地星と自然のミュージアム、キャンプ場利用者数、駐車場利用台数の推移」より作成）

上記のとおり、ちはや園地は、利用者数がここ5年で半分近くまで減少しており、その管理運営により事業規模を拡大し、自主財源を獲得することは簡単ではないと思われる。

(3) もっとも、ちはや園地が有する豊かな自然、ちはや星と自然のミュージアム(以下「ミュージアム」という。)をはじめとする施設や設備を資源として十分に活用できているか、登山者や一般府民へのPR活動や、利用促進が十分になされているかは、公社がSNSを利用して情報発信(令和4年度発信回数: Instagram 336回、Facebook 51回、YouTube 83回)に努めてはいるものの、未だ検討の余地があると思われる。

例えば、ミュージアムには口径400mmの天体望遠鏡が設置されているが、その存在はあまり周知されていない。

また、ちはや園地の所在地は金剛山の登山道・ハイキングルートと接しているが、登山道・ハイキングルートの利用者に向けたPRが十全になされているとは思わず、これらの利用者をちはや園地やミュージアムへ誘導することが奏功しているとは言い難い。ロープウェイの運転再開の見込みが立っていない現状においては、ちはや園地の利用者を増やすためには、登山道やハイキングルートの利用者をちはや園地へ呼び込むことが不可欠と思われる。

また、ロープウェイという重要なアクセス手段を失っている状況で、利用者数の回復のためには、例えば自動車を利用した有料の送迎や荷物の運搬など、他のアクセス手段・アクセス補助手段の検討も必要と思われる。

ホームページについても、より印象的な写真やキャッチコピーを使用するなどして、閲覧者の関心を惹くものにする余地があるものと思われる。

(4) このようにちはや園地の利用者数の増員を図った上で、同園地における事業規模の拡大・自主財源の獲得の方法を検討すべきである。

例えば、独自グッズの販売だけでなく、ハイキングや登山で需要のある一般的な商品の販売の拡大や、キャンプ用品等のレンタル事業の促進も考えられるところである。また、ミュージアムや、天体望遠鏡を活用した有料イベント・セミナーのより積極的な開催も考え得るところである。

さらには、公社が大阪府からちはや園地と一体で管理運営を委託されている金剛登山道駐車場管理運営事業において、面積的に余裕のある駐車場（第1駐車場／面積：15,276 m² 駐車台数：151台、第2駐車場／面積 18,012 m² 駐車台数 156台）を利用して収益性のあるイベントを開催するなどして増収を目指すべきである。

府民の森の公共的性質に配慮しつつも、提供するサービスに工夫を凝らして、事業規模の拡大・自主財源の獲得を目指すべきである。

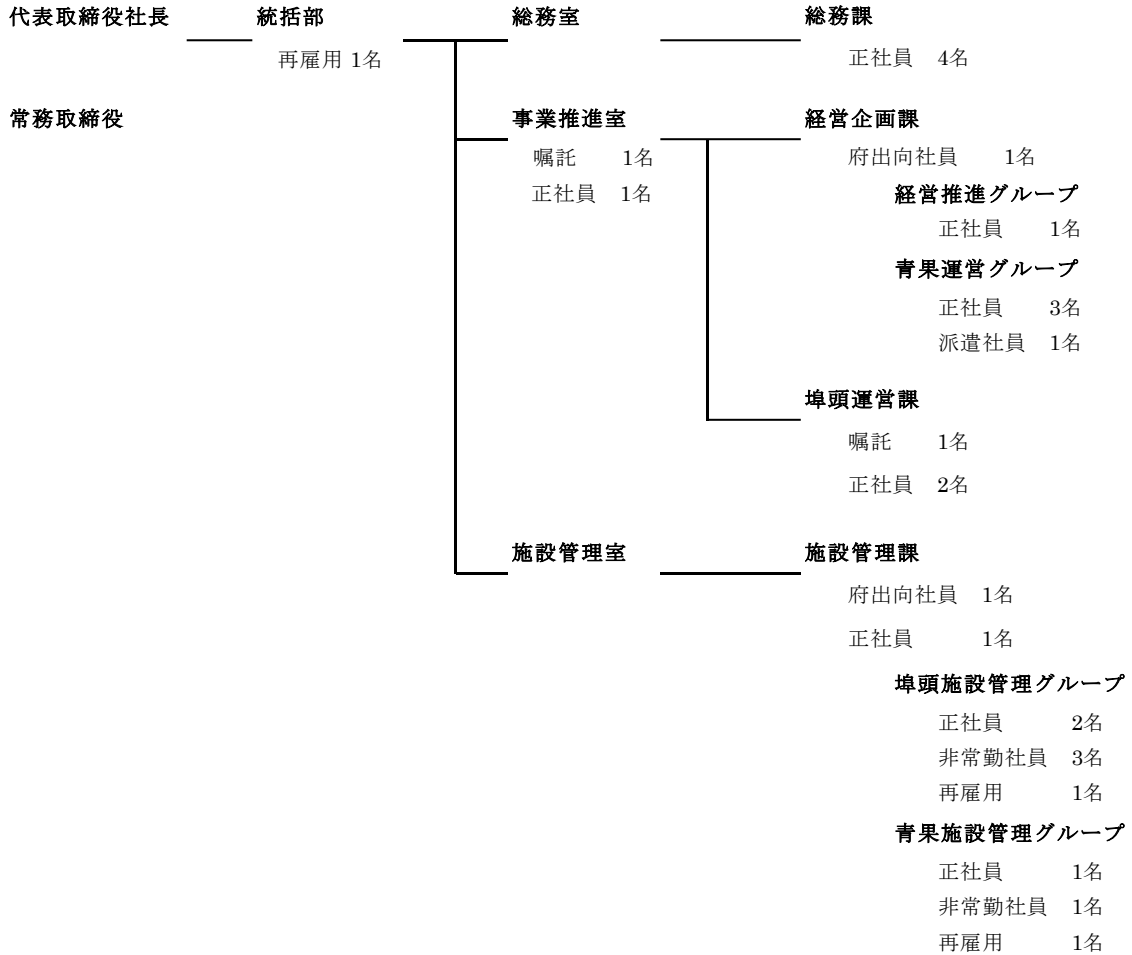
(5) 公社は、経営基盤の安定を目指し、可能な限り大阪府からの財政支出のみならず、市町村や民間企業等からの事業の獲得や自主財源の確保を目指すべきである。

第5 堺泉北埠頭株式会社（所管部局：大阪港湾局）

1 堺泉北埠頭株式会社の概要（令和5年7月1日時点）

法人名	堺泉北埠頭株式会社
所在地	堺市堺区築港南町12番地
設立年月日	昭和48年5月8日
資本金の額	100,000,000円
株主構成	大阪府（54.4%）、泉大津埠頭株式会社（6.0%）、堺市（5.0%）他
役員構成	取締役6名（常勤2名、非常勤4名） 監査役1名（非常勤）
職員数	常勤職員20名、常勤以外の職員5名
決算月	毎年3月
設立の経緯	<p>堺泉北埠頭株式会社は、バナナやシトラス類の輸入自由化に伴い増加する輸入青果物に対応するために設置された堺青果センターの管理運営を担う会社として、昭和48年5月に設立された。以来、西日本有数の輸入青果物の集配拠点として重要な役割を担っている。</p> <p>また、平成23年の港湾法改正により港湾運営の民営化を目的として創設された「港湾運営会社制度」を導入し、平成27年12月に大阪府から堺泉北港の港湾運営会社の指定を受け、平成28年4月より業務を開始している。</p> <p>さらに、大阪府から有償譲渡を受けた府営上屋12棟について平成30年4月から運営を開始し、上屋賃貸事業の規模拡大を図る。</p>

2 組織



3 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

府営港湾における公共燻蒸上屋、定温上屋など、埠頭施設の運営につき公共性を確保しながら、総合的かつ効率的に行うことにより、背後地住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与することを目的としている。

(2) 事業内容

堺泉北埠頭株式会社（以下「SSF」という。）の主な事業は以下のとおりである。

ア 上屋・保管ヤード事業

泉大津市、高石市に位置する助松埠頭、小松埠頭、松ノ浜埠頭、汐見埠頭、汐見沖（泉大津フェニックス）および阪南港の一部において、上屋や中古車ストックヤードなどを提供している。

イ 埠頭運営事業

平成 27 年 12 月 21 日付で港湾法に基づく港湾運営会社の指定を受け、平成 28 年 4 月 1 日より、助松埠頭および汐見沖地区の岸壁や荷捌き地、荷役機械等の運營業務を行っている。さらに、平成 31 年 4 月 1 日より新たに汐見埠頭での運營業務も開始した。

主に施設（岸壁、荷捌き地、荷役機械等）の使用承認、施設の維持管理業務、貨物集荷のためのポートセールス活動などを行っている。



ウ 青果事業

シトラスの輸入自由化を契機に、昭和 49 年府営堺第 10 号上屋及び第 1 定温上屋を堺市の大浜埠頭の先端に建設以来、「堺青果センター」を管理運営している。

産地国から大型専用船やコンテナにより堺青果センターに入荷した輸入青果物は、植物検疫検査、燻蒸、輸入手続、定温保管などを行った後、西日本各地にトラックで配送される。SSF は、これらの作業が安全・確実に行われるよう、行政機関や専門事業者等と協力し、堺青果センターの総合的な運営を行っている。

エ その他の事業

その他太陽光発電事業やシャーシプール事業を行っている。

4 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	資産合計	4,454,136	4,651,898	4,876,588	5,253,480	5,464,925
	流動資産	2,263,165	2,315,277	2,547,325	2,937,379	3,071,733
	現金預金	2,033,643	2,263,888	2,116,480	2,316,658	2,468,811
	未収入金	46,810	38,492	57,856	87,563	77,710
	その他	182,712	12,896	372,989	533,158	525,212
	固定資産	2,190,971	2,336,621	2,329,263	2,316,101	2,393,193
	有形固定資産	2,008,148	1,845,880	1,659,112	1,500,031	1,487,246
	無形固定資産	7,989	4,684	804	704	2,142
	その他	174,833	486,057	669,346	815,366	903,805
	負債合計	1,242,008	1,099,984	1,022,592	1,062,778	994,495
	流動負債	438,027	340,161	304,578	395,735	382,561
	短期借入金	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	未払金	281,147	227,337	157,618	218,757	186,443
	その他	111,881	67,824	101,960	131,979	151,118
	固定負債	803,981	759,823	718,014	667,042	611,934
	長期借入金	360,000	315,000	270,000	225,000	180,000
	各種引当金	9,814	10,595	13,101	5,915	8,636
	その他	434,167	434,227	434,912	436,127	423,297
	資本金合計	3,212,127	3,551,914	3,853,996	4,190,703	4,470,431
	資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
剰余金	3,112,127	3,451,914	3,753,996	4,090,703	4,370,431	

SSFの財政状況に関しては、令和4年度現在、流動比率は802.9%と極めて高く、また自己資本比率も81.8%と非常に高い水準にあり財務的健全性という面からは優良であると考えられる。一方で、総資産54億円のうち、現金預金残高24億円、「固定資産」の「その他」に含まれている投資有価証券8億円、利益剰余金43億円と、過年度からの利益がほぼ剰余資金として留保されている状況にある。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
損益計算書	売上高	2,393,136	2,589,737	2,604,610	2,709,222	2,688,808
	売上原価	-	-	-	-	-
	販売費及び一般管理費	1,905,741	2,041,838	2,114,867	2,167,696	2,232,672
	営業利益(損失)	487,395	547,899	489,742	541,527	456,136
	営業外収益	1,567	1,443	1,474	1,989	2,325
	営業外費用	2,904	2,854	2,594	2,198	1,943
	経常利益(損失)	486,057	546,488	488,622	541,318	456,518
	特別利益	42,090	852	-	-	1,217
	特別損失	46,420	853	-	-	-
	法人税等	166,010	188,701	168,539	186,611	158,007
	当期利益(損失)	315,717	357,786	320,082	354,707	299,728
	繰越利益剰余金	2,081,127	2,420,914	2,722,996	3,059,703	3,339,431

SSFの令和4年度の売上高は26億円、当期純利益は2.9億円と、每期コンスタントに当期純利益を計上している。

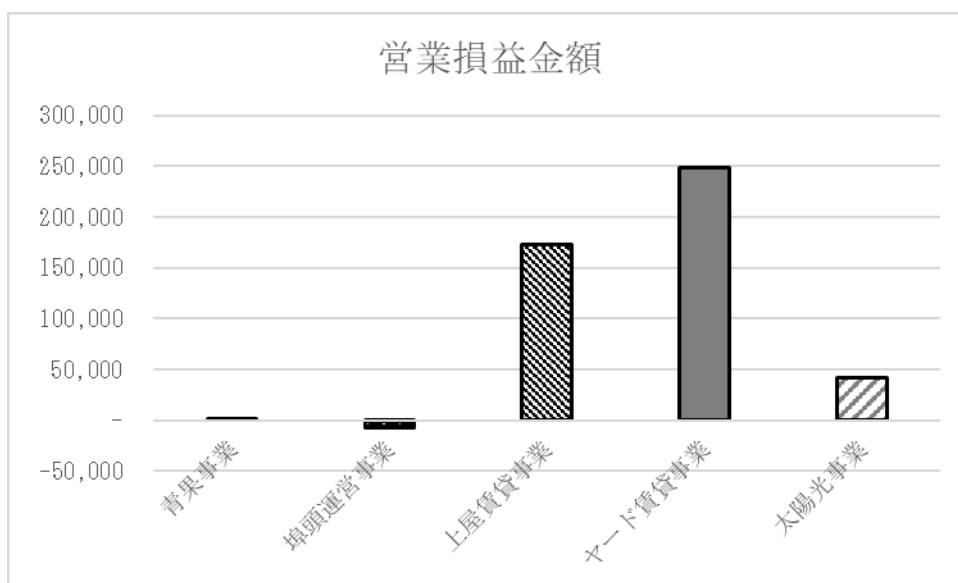
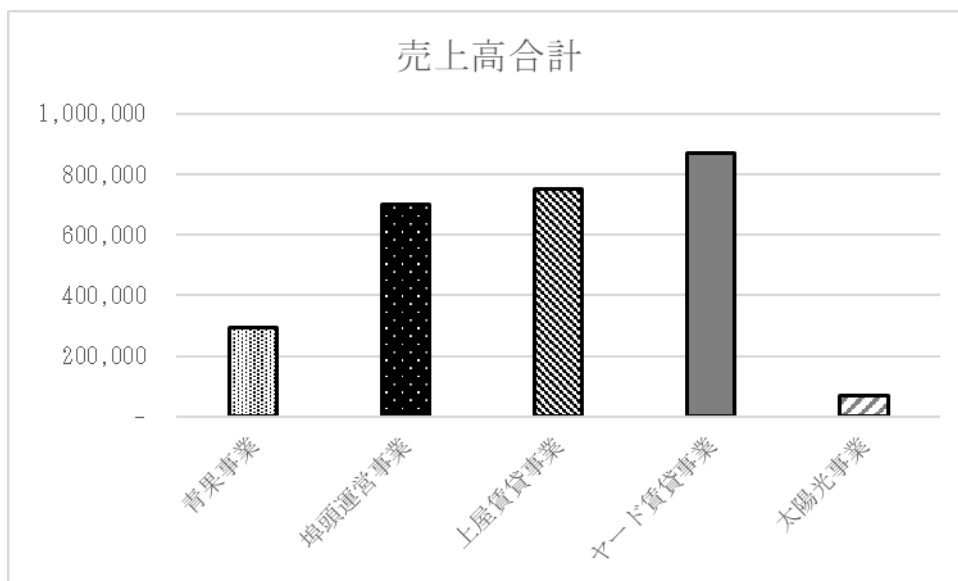
次に事業別の収支を示す。

(3) 事業別損益計算書(令和4年度)

(単位：千円)

勘定科目	青果事業	埠頭運営事業	上屋賃貸事業	ヤード賃貸事業	太陽光事業	合計
売上高合計	295,086	701,607	751,293	870,082	70,737	2,688,807
上屋使用料	52,722	-	-	-	-	52,722
青果施設賃貸料	234,105	-	-	-	-	234,105
埠頭施設賃貸料	-	-	751,293	870,082	-	1,621,376
埠頭運営事業収入	-	701,607	-	-	-	701,607
太陽光売電収入	-	-	-	-	70,737	70,737
営業雑収入	8,258	-	-	-	-	8,258
人件費	38,543	46,234	49,508	57,336	4,661	196,284
役員報酬	1,866	4,438	4,752	5,504	447	17,010
給料手当	15,745	24,998	26,769	31,001	2,520	101,036
雑給	11,182	6,454	6,912	8,005	650	33,205
賞与引当金繰入	2,307	2,054	2,200	2,548	207	9,317
法定福利費	4,830	6,113	6,546	7,582	616	25,689
福利厚生費	1,327	1,249	1,337	1,548	125	5,588
退職金共済掛金	261	426	456	528	42	1,716
退職金	-	-	-	-	-	-
退職引当金繰入	1,022	497	533	617	50	2,721
施設費	162,727	545,107	489,890	538,650	21,292	1,757,667
施設賃借料	124,196	487,762	224,567	477,310	609	1,314,446
車両運搬費	541	926	627	727	59	2,881
減価償却費	25,758	15,236	181,561	58,467	20,132	301,156
修繕費	7,844	34,454	75,825	1,286	-	119,410
保険料	4,385	6,727	7,308	858	492	19,772
経費	92,816	118,248	39,502	25,038	3,113	278,719
委託料	34,191	83,361	11,532	5,684	916	135,686
光熱水道費	43,009	9,667	12,126	2,607	597	68,009
その他	12,235	19,231	27,588	12,742	3,225	75,023
販売管理費計	294,087	709,590	578,901	621,024	29,067	2,232,671
営業損益金額	998	-7,982	172,391	249,058	41,670	456,136

各事業の売上高及び営業損益をグラフ化したものを以下のとおり示す。



売上高の構成割合としてはヤード賃貸事業、上屋賃貸事業、埠頭運営事業の順に多いが、営業損益としては、ヤード賃貸事業と上屋賃貸事業の利益が概ねを占めており、埠頭運営事業は赤字、青果事業も薄利であることがわかる。

(4) 事業別損益計算書推移

事業別損益の5か年の推移は下記の通りである。

ア 青果事業

(単位：千円)

勘定科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高合計	349,951	331,282	317,974	325,659	295,086
上屋使用料	105,842	87,228	73,245	81,254	52,722
青果施設賃貸料	236,690	236,690	236,690	236,366	234,105
営業雑収入	7,418	7,363	8,038	8,038	8,258
人件費	29,144	23,635	24,004	41,248	38,543
施設費	162,579	167,899	161,747	160,717	162,727
経費	111,227	99,139	78,495	87,207	92,816
販売管理費計	302,952	290,675	264,247	289,173	294,087
営業損益金額	46,999	40,607	53,727	36,485	998

青果事業の業績としては、過去5か年で売上高、利益ともに減少傾向にある。特に売上高の内訳である上屋使用料（燻蒸施設の利用に対する収入）は大きく減少している。平成3年度以降、取扱量、燻蒸量等は右肩下がりの状況にある。

イ 埠頭運営事業

(単位：千円)

勘定科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高合計	560,752	659,704	672,209	720,059	701,607
埠頭運営事業収入	560,752	659,704	672,209	720,059	701,607
人件費	46,711	47,068	50,746	46,502	46,234
施設費	391,767	503,783	560,129	548,068	545,107
経費	48,148	59,411	80,546	83,142	118,248
販売管理費計	486,627	610,264	691,422	677,714	709,590
営業損益金額	74,124	49,439	△ 19,213	42,345	△ 7,982

新しい航路が増加しているため、埠頭運営事業収入は過去5年間で増加している。あわせて大阪府へ支払う貸付料等のコストも増加している。

ウ 上屋賃貸事業

(単位：千円)

勘定科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高合計	761,274	766,864	765,611	766,763	751,293
埠頭施設賃貸料	761,274	766,864	765,611	766,763	751,293
人件費	63,679	54,700	57,797	49,519	49,508
施設費	465,367	436,342	427,713	462,758	489,890
経費	53,204	60,315	45,831	52,974	39,502
販売管理費計	582,252	551,358	531,342	565,251	578,901
営業損益金額	179,022	215,505	234,268	201,511	172,391

売上高は5年間、一定の水準で推移している。大規模修繕の有無等で施設費が増減するため、あわせて営業損益も増減している。

エ ヤード賃貸事業

(単位：千円)

勘定科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高合計	654,254	759,961	776,445	826,284	870,082
埠頭施設賃貸料	654,254	759,961	776,445	826,284	870,082
人件費	54,497	54,257	58,615	53,363	57,336
施設費	421,304	475,094	512,824	530,488	538,650
経費	13,574	19,530	19,182	18,442	25,038
販売管理費計	489,376	548,882	590,622	602,294	621,024
営業損益金額	164,877	211,078	185,823	223,990	249,058

新しいストックヤードが順次竣工しているため、令和元年度より売上高及び営業利益も増加している。

5 大阪府の財政的関与及び人的関与

(1) 財政的関与

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
補助金	-	-	-	-	-	-
委託料	-	-	-	-	11,857	-
貸付金	-	-	-	-	-	-
その他(分担金・負担金・ 出捐金等)	22,384	22,290	20,172	22,780	25,678	30,992
合計	22,384	22,290	20,172	22,780	37,535	30,992

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
府損失補償・債務保証契約 に係る債務残高(期末)	-	-	-	-	-	-
府借入金残高(期末)	-	-	-	-	-	-

令和4年度の委託料は堺泉北港助松地区測量業務である。その他の項目は、主に燻蒸上屋(10・13・14号)にかかる大阪府負担電気料金(負担金)である。

(2) 大阪府との取引一覧

前記(1)で記載した財政関与以外の大阪府との取引は以下のとおりである。

施設、対象部門等	勘定科目	令和4年度取引金額 (税別)	取引内容
青果事業	建設仮勘定、機械装置	69,343,123	特高受電設備更新事業 SSF負担分支払い(5月、9月)
堺青果センター 事務所	施設賃借料	4,143,415	上屋・附属用地等使用料
堺青果センター 燻蒸上屋	施設賃借料	83,138,994	上屋・附属用地等使用料
堺青果センター 上屋用地	施設賃借料	12,367,009	上屋・附属用地等使用料
堺青果センター パッケージハウス用地	施設賃借料	3,085,708	上屋・附属用地等使用料
堺青果センター 荷捌地用地	施設賃借料	23,346,014	上屋・附属用地等使用料
埠頭運営事業	施設賃借料	482,142,729	堺泉北港における埠頭群の運営事業に関する貸付施設の貸付料
埠頭運営事業	埠頭運営事業収入	10,779,000	堺泉北港埠頭再編に係る助松地区測量業務に係る費用(9月)
助松1号上屋	施設賃借料	15,452,000	港湾用地貸付料 普通財産用地貸付料
助松2号上屋	施設賃借料	31,658,250	港湾用地貸付料 普通財産用地貸付料
パニング上屋	施設賃借料	50,325,710	上屋・附属用地等使用料
泉北23号上屋	施設賃借料	6,538,013	上屋・附属用地等使用料
泉北1号上屋(松ノ浜地区上屋)	施設賃借料	6,004,439	上屋・附属用地等使用料
泉北2号上屋(松ノ浜地区上屋)	施設賃借料	6,060,754	上屋・附属用地等使用料
泉北3号上屋(松ノ浜地区上屋)	施設賃借料	6,318,418	上屋・附属用地等使用料
泉北4号上屋(小松地区上屋)	施設賃借料	6,174,486	上屋・附属用地等使用料
泉北5号上屋(小松地区上屋)	施設賃借料	6,099,739	上屋・附属用地等使用料
泉北6号上屋(小松地区上屋)	施設賃借料	6,084,321	上屋・附属用地等使用料
泉北7号上屋(小松地区上屋)	施設賃借料	6,084,378	上屋・附属用地等使用料
泉北19号上屋(汐見地区上屋)	施設賃借料	14,666,174	上屋・附属用地等使用料
泉北20号上屋(汐見地区上屋)	施設賃借料	22,047,799	上屋・附属用地等使用料
泉北21号上屋(汐見地区上屋)	施設賃借料	22,109,745	上屋・附属用地等使用料
泉北22号上屋(汐見地区上屋)	施設賃借料	7,687,836	上屋・附属用地等使用料
貝塚1号上屋(貝塚地区上屋)	施設賃借料	5,504,012	上屋・附属用地等使用料
助松ストックヤード*	施設賃借料	40,903,220	上屋・附属用地等使用料
夕風1期ストックヤード*	施設賃借料	49,711,628	上屋・附属用地等使用料
夕風2期ストックヤード*	施設賃借料	40,872,308	上屋・附属用地等使用料
夕風3期ストックヤード*	施設賃借料	68,673,648	上屋・附属用地等使用料
夕風4期ストックヤード*	施設賃借料	92,811,413	上屋・附属用地等使用料
夕風5期ストックヤード*	施設賃借料	67,391,392	上屋・附属用地等使用料
夕風6期ストックヤード*	施設賃借料	25,576,920	上屋・附属用地等使用料
夕風7期ストックヤード*	施設賃借料	42,617,343	上屋・附属用地等使用料
夕風8期ストックヤード*	施設賃借料	21,359,442	上屋・附属用地等使用料
シャープール(夕風6期)	施設賃借料	10,959,888	上屋・附属用地等使用料
シャープール(小松地区)	施設賃借料	9,772,236	上屋・附属用地等使用料
太陽光発電設備	施設賃借料	67,549	上屋・附属用地等使用料

主に大阪府の所有する土地や施設に対する使用料・貸付料の支払いが発生している。

(3) 土地建物等の所有・使用関係

SSFが利用している土地建物等の各施設の所有・使用関係については以下のとおりである。

No.	施設名	当社の所有施設	府所有物件の使用目的物	使用に係る権利関係	備考
1	上屋	建屋	上屋用地	港湾施設使用許可	有償移管を受けた12棟及び 泉北23号上屋
2	上屋(倉庫)	建屋	上屋(倉庫)用地	賃貸借契約	上記以外の上屋
3	中古車ストックヤード	アスファルト舗装、砕石、 その他付帯施設	ストックヤード用地	覚書・港湾施設使用許可	
4	シャーシプール	アスファルト舗装、 その他付帯施設	シャーシプール用地	港湾施設使用許可	
5	埠頭運営事業関連施設	—	岸壁、荷捌地、 荷役機械(コントローラー) 等	契約書	※荷役機械のうちストラ ドルキャリアはSSF所有
6	燻蒸上屋 【青果センター】	—	燻蒸上屋	港湾施設使用許可	
7	定温上屋 【青果センター】	建屋	上屋用地	港湾施設使用許可	
8	荷捌き地等 【青果センター】	—	荷捌地用地	港湾施設使用許可	
9	パッキングハウス 【青果センター】	建屋	パッキングハウス用地	港湾施設使用許可	

(4) 人的関与

直近3年間における大阪府のSSFに対する人的関与の状況は下表のとおりである。

役職員の状況

(単位:人)

【各年度7月1日時点】

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			府派遣	府OB		府派遣	府OB		府派遣	府OB
役員	常勤役員	2	0	2	2	0	2	2	0	2
	非常勤役員	5	1	0	5	1	0	5	1	0
職員	管理職 プロパー職員	2	/	0	2	/	0	2	/	0
	その他	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	一般職 プロパー職員	10	/	0	10	/	0	14	/	0
	その他	2	2	0	2	2	0	3	2	1
	常勤職員計	15	2	1	15	2	1	20	2	2
	常勤以外の職員	7	/	1	7	/	1	5	/	1

(出典:出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告 令和5年9月)

SSFでは代表取締役及び常務取締役について公募による選考が実施され、いずれについても府OBが就任している。また常勤職員として大阪府の職員2名が派遣されている。かかる状況は過年度においても大きく変わらない。

ア 役員

(ア) 役員選任方法

SSFの代表取締役及び常務取締役は「大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン」第3項に従い、公募による選考の上、大阪府OBが候補者に選任されている。公募にあたっては役職ごとに3名の選考委員会が組成され、選考方法は、職務経歴及び自己アピールに関する書類審査並びに面接による。

選考委員会のメンバーをいかにして選出するかについて、特段の規定はないものの、少なくとも直近3期間においては、外部有識者、監査役各1名が共通の委員となり、残る1名については、代表取締役候補の選考委員会では現職の常務取締役が、常務取締役候補者の選考委員会では現職の代表取締役が委員を務めている。

選考委員会による選考結果は、選考理由とともに取締役会に報告され、同候補者は役員改選に係る定時株主総会招集に関する取締役会にて正式に取締役候補者として決定される。

なお、令和5年7月1日現在、SSFには上記公募により選定された取締役のほか、非常勤取締役4名（うち1名は大阪府派遣職員）、非常勤監査役1名が株主総会により選任されている。

(イ) 報酬

直近3年間におけるSSFの役員報酬年額は、次表のとおりである。

役職	令和2年度	令和3年度	令和4年度
代表取締役社長	9,450,000円	9,000,000円	9,450,000円
常務取締役	7,200,000円	7,200,000円	7,560,000円

府退職者及び公募により選任された役員の報酬について定める「大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領」第5項第1号ウ(ア)は「報酬月額については、別表に掲げる報酬年額の範囲内において、指定出資法人の役員の報酬等に関する規程に基づき、決定するものとする」とされており、別表上SSFの代表取締役社長の報酬年額は925万円、常務取締役の報酬年額は740万円と定められている。

この点、令和2年度及び令和4年度の代表取締役の報酬年額及び令和4年度の常務取締役の報酬年額は、同規定の範囲を超えている。

もっとも、同号オは「役員業績評価制度に評価結果を反映する役員の報酬については別表に掲げる報酬年額に100分の105又は100分の95を乗じて得た額の範囲内とする」旨の定めがあることから、業績評価に応じて増額がなされたものとして特段の問題はない。

なお、非常勤取締役である大阪府派遣職員については、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条に基づき派遣される職員として、大阪府が給料等を支払っている

ことから、S S Fからの役員報酬は支払われていない。また、その他の非常勤取締役3名及び非常勤監査役1名についてもS S Fからの役員報酬は支払われていない。

イ 派遣職員

S S Fには大阪府からの派遣職員が常時2~3名存在する。大阪府とS S Fの間では、「派遣職員の取扱いに関する取り決め」が締結されており、従事期間や給与水準、退職手当に関する規定、並びに一定の場合に派遣職員をS S Fの職員として採用すること等が定められており、同取り決めに基づき給与等が支払われている。

6 監査の視点及び方法

(1) 監査の視点

ア 大阪府からS S Fに対して公有財産の使用又は貸付け等を行うにあたり、S S Fの事業収益性に見合った適切な使用料又は賃料の設定が行われているかを監査する。

イ S S Fでは代表取締役及び常務取締役という主要なポストに大阪府OBが就任していることから、かかる大阪府による人的関与の必要性及び相当性を図る観点から、役員選任過程が適切であるか、また選任された役員により指定出資法人の事業運営及び計画の実現可能性や予実管理等がなされているか、派遣人員に対して支払われる給与又は報酬が適切であるかを監査する。

ウ S S Fに対する関与の在り方（継続、見直し、撤退）を判断するため大阪府内部において客観的基準が設定されているか、またその基準に従った運用が行われているかを監査する。

エ 大阪府が支出した財産が効率的かつ有効に利用されることが期待できるか、大阪府の財政運営に対するリスクが最小限に抑えられているかという観点から、S S Fの行う各事業の採算性や立案する中期経営計画の妥当性、相当性を検証するとともに、S S Fにおける運営の必要性、またS S Fの事業を運営するにあたり適切な人員規模で計画的な事業運営が行われているかといった観点から監査を行う。

(2) 監査の方法

ア 上記(1)監査の視点ア乃至エの視点での監査のため、所管部局である大阪府港湾局及びS S Fに対して資料の提出を求め、これを精査するとともに、必要に応じて追加の資料提供を求めた。

イ 上記(1)監査の視点ア乃至エの視点に基づく監査のため、提出資料によって読み取ることができない点があれば、所管部局担当者及びS S F担当部署職員等へのヒアリングを実施した。

7 指定出資法人としての在り方（大阪府が示す方向性）

(1) 大阪府が示すSSFの方向性

大阪府は、平成26年2月に公表した「平成26年度行財政計画の取組みについて」と題する資料において、指定出資法人としてのSSFの今後の方向性につき、「抜本的見直し」を行うことを示し、その具体的な内容を次のとおりとしている。

- ・大阪港埠頭株式会社と神戸港埠頭株式会社の経営統合後に経営統合を目指す
- ・それまでの間は、法人として収益性の向上、安定的な経営の維持や事業展開を引き続き行うとともに港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る

なお、大阪港埠頭株式会社と神戸港埠頭株式会社との経営統合は、平成26年10月に実現しており、これによって阪神国際港湾株式会社（以下「阪神国際港湾」という。）が設立されている。さらに、SSFは平成27年12月に、大阪府より港湾運営会社の指定を受けていることから、「平成26年度行財政計画の取組みについて」において大阪府が示した方針のうち、現時点において実現していないのはSSFと阪神国際港湾との経営統合のみである。

また、SSFの今後の在り方については、大阪府が平成27年2月に公表した「行財政改革推進プラン（案）」及び、平成30年から令和5年まで毎年2月に公表している「大阪府行政経営の取組み」の全てで、一貫して阪神国際港湾との経営統合を目指すという方針が維持されている。

(2) 大阪府が示した方向性に対する対応

ア 現状と課題

上述のとおり、SSFと阪神国際港湾との経営統合は、平成26年にその方針が打ち出されてから約9年間が経過しているが、現時点においてなお実現していない。本監査にて調査したところによれば、その原因としては、SSFと阪神国際港湾との経営統合には次の様な課題が存在することにあると思われる。

イ 関係団体との調整に関する課題

SSFは中古車輸出を主力としている一方、阪神港湾はコンテナ輸送を主力としており、取り扱っている貨物等が大きく異なる。

また、「国際拠点港湾」（港湾法2条2項）である堺泉北港を運営するSSFの出資者には地方公共団体である大阪府及び堺市が名を連ねている。他方で、「国際戦略港湾」（同項）である大阪港及び神戸港を運営する阪神国際港湾は、大阪市及び神戸市等の地方公共団体のみならず国も出資者となっている。すなわち、SSFと阪神国際港湾との間には、運営する港の規模・重要度に差異が存在し、出資者の顔ぶれも異なっている。

そのため、SSFと阪神国際港湾との経営統合を進めるには、経営統合の対象事業の決定に加え、統合後の港湾運営や出資比率に関して、関係団体と綿密な調整を行う必要があり、これが整わなければ実現に向けた具体的な手続に進むことができないという課

題がある。

(イ) 財務面での課題

さらに、上述の出資比率に関する関係団体との調整の結果如何では、経営統合を行うにあたり、大阪府による新たな資金投入が必要となることもありえ、財務面での課題が発生する可能性もある。

イ 現状の対応及び今後の見通し

大阪府は経営統合に向けて、関係団体との間で不定期に勉強会等を開催して協議を行っている。しかしながら、経営統合の方針が打ち出されてから約9年間が経過した現在においても、経営統合に向けての課題の洗い出しが行われている段階であり、具体的な協議には至っていない。

上記のような状況も踏まえ、大阪府は、現時点で直ちに経営統合を進められる状況ではないとして、港湾情報の共同発信やフェリー振興などの府市港湾における事業連携を進めるとともに、更なる連携方策を模索しているようである。

8 監査の結果及び意見

【意見19 資金の効率的な運用について】

SSFは余剰資金の効率的な運用を検討されたい。

(理由)

先にも述べたとおりSSFは、総資産54億円のうち、24億円を現金預金として、8億円を投資有価証券（貸借対照表上「固定資産」の「その他」に含まれている）として、保有している。下記表のとおり令和4年度現在、流動比率は802.9%と極めて高く、また利益剰余金も多額にあることから、自己資本比率も81.8%と非常に高い水準にある。

指標	令和4年度	説明
現金預金比率	45.2%	現金預金比率＝現金預金/総資産
自己資本比率	81.8%	自己資本比率＝自己資本/総資本
流動比率	802.9%	流動比率＝流動資産/流動負債

(監査人算出)

一方で、投資有価証券として運用している資金は、わずか8億円（大阪府グループファイナンス、合同運用信託で運用）であり、十分な資金運用は行われていない。

通常、株式会社において、現金預金として保有しておかなければならない額は、十分な運転資金の確保及び借入金の返済できる金額であり、これを超過する額（以下「余剰資金」という。）は、効率的に運用することが望ましい。

大阪府の「大阪府資金保管・運用方針」においても、借入金相殺額以上の金額は原則として「国債などの確実な債権」での運用を求めている。

SSFは余剰資金の効率的な運用を検討されたい。

<p>2-2 保管方法</p> <p>歳計現金は、次の方法により、保管・運用する。</p> <p>(1) 流動性資金の保管方法</p> <p>歳計現金のうち当面の支払に充てるなどの流動性資金（次項の規定による保管・運用後の残額を含む。）は、指定金融機関の決済用預金又は指定金融機関から徴収した担保額の範囲内で保全されている確実な預金により保管する。</p> <p>(2) その他の資金の保管方法</p> <p>歳計現金のうち安全性及び支払準備性に支障をきたさない資金は、原則として次の方法により保管・運用する。</p> <p>(1) 借入債務との相殺等により保全されている確実な預金</p> <p>(2) 国債等の確実な債券</p>
--

(参考：大阪府資金保管・運用方針)

【監査の結果3 資金等の運用に関する規程の整備について】

SSFは資金運用に関する方針やルールを定めた規程を整備する必要がある。

(理由)

SSFは、先述のとおり多額の余剰資金を保有している。しかし、資金運用に関する規程が存在しておらず、どのように資金運用すべきかの明確な方針が存在しないため、現在は運用担当者や上席者（社長決裁）の判断で運用が行われている。

SSFは資金運用に関する方針やルールを定めた規程を整備する必要がある。

【意見20 指定出資法人に多額の余剰資金を保有させることの妥当性について】

大阪府は指定出資法人であるSSFに多額の余剰資金を保有させることの妥当性について、再度検討されたい。

(理由)

SSFによると、多額の余剰資金を保有している理由として「今後、経済危機や大規模災害等があった場合の備え」「将来の配当の原資に充てるため」とのことであった。しかし、現状では投資計画の遅延などで大規模な投資が行われておらず、結果、資金が留保され続けている。こうした状況は今後も継続すると予想され、SSFの過去5年間の当期純利益の平均が約3億3000万円であることから次の3年間も同程度の利益が発生する、配当性向を5%程度と仮定すると、次の3年間で更に約10億円に近い資金がSSFに留保される計算となる。

大阪府は指定出資法人であるSSFに多額の余剰資金を保有させることの妥当性について、再度検討されたい。

【意見21 配当政策及び資金の還元策について】

SSFは配当方針について検討し、規程化することが望ましい。

(理由)

ＳＳＦは過去４年間で以下のとおり配当を支払っている。

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
当期利益	357,786	320,082	354,707	354,707
繰越利益剰余金	2,420,914	2,722,996	3,059,703	3,059,703
配当金の総額	18,000	18,000	20,000	25,000
配当性向	5.0%	5.6%	5.6%	7.0%

ＳＳＦは配当に関して明確な方針はないものの、令和４年度は創立５０周年記念配当を含めて２５００万円の配当を決定したとのことである。一方で配当性向（税引後の当期利益に対する配当金訴額）を算出すると過去４年間で５～７％となる。利益を出している株式会社の配当としては多くはない。

先述のとおり、ＳＳＦは多額の剰余金が留保されている。この状況も加味した上で、配当方針について検討し、規程化することが望ましい。

【意見２２ 青果事業の在り方について】

大阪府及びＳＳＦは将来的に事業の廃止も含めて、青果事業の在り方の検討が必要である。

(理由)

青果事業は、大阪府から使用許可を受けた燻蒸上屋の管理運営を行う「燻蒸上屋事業」と、ＳＳＦが保有する定温上屋、加工選別場及び荷捌き地等の施設を管理運営する「定温上屋事業」の２つの事業に区分できるが、ＳＳＦによると、燻蒸率、燻蒸量の大幅な減少により、燻蒸上屋事業は事業単体としては大幅な赤字の状況にあるとのことである。

下記グラフはＳＳＦより提供を受けた平成３年度からの燻蒸率等の推移である。平成３年度には７、４１４千カートン、最盛期の平成６年度には９、６１６千カートンあった燻蒸量は、令和４年度には２０３千カートンであり、平成６年度の燻蒸量に対して令和４年度は４％まで落ち込んでいる。また、ＳＳＦの青果事業としての取扱量自体も平成３年度の９、８１０千カートンに対して令和４年度は５、０９８千カートンまで落ち込んでいる。平成１７年の植物防疫法規制緩和や食文化の変化等を起因とする燻蒸量の減少は、今後も継続する事が予想され、青果事業としての存在意義は相当低下している。

またＳＳＦが運営する燻蒸施設は、大阪府の所有であるところ、建築後５０年程度経過しており、老朽化が進んでいる。燻蒸施設については、現在ＳＳＦが府より借り受けてこれを運営しているが、大阪府としては過去から、燻蒸施設をＳＳＦへ譲渡し、管理・運営を委ねる方針を持っている。ＳＳＦ側としても、平成２４年度のＳＳＦの中期経営計画に「収支採算の確保が可能な場合は、府所有の燻蒸上屋等施設を買い取ることも検

討する」とある。しかし現状では府からSSFへの譲渡は実現していない。府によると、仮に譲渡した場合、現行のスキームではSSF側の赤字が拡大するため、SSFが買取に応じられるよう施設の規模縮小や用途転換について関係者間で意見交換を行っているとの事である。

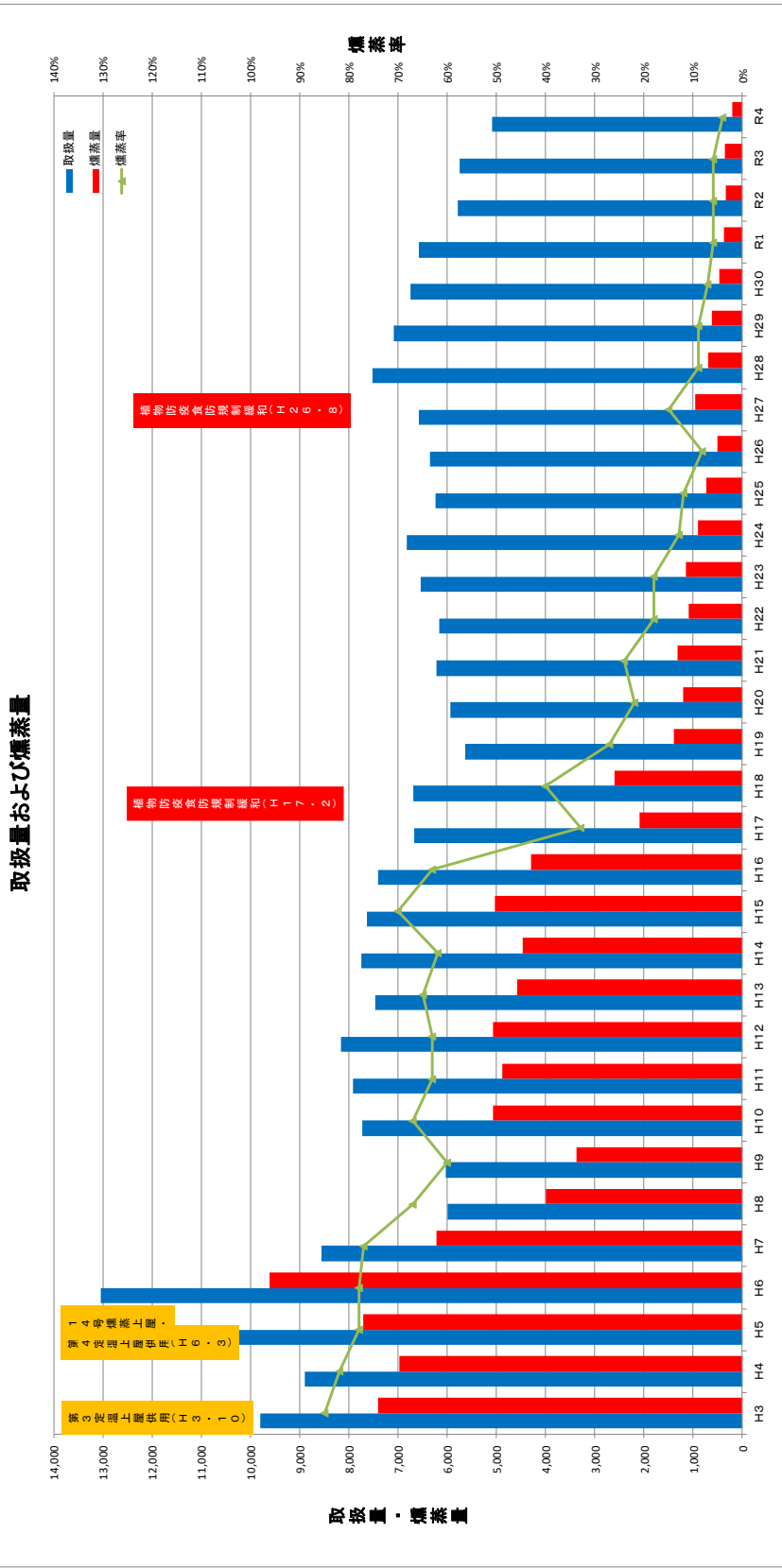
しかし、青果事業の業績を見ると令和4年度の利益は99万円とほぼ利益が出ていないため、今後、老朽化対策や新規投資を行っても青果事業のみの利益で投資の回収をできる状況にはないと考えられる。

また定温上屋及び燻蒸上屋を使用した青果事業自体は、広く民間でも行われており、大阪府の指定出資法人自らが、その資金を使用して事業を行うべき公共性や必要性は低いと言わざるを得ない。特にSSFの青果事業については、SSFが創業時に実施した公募により港湾運送事業者として指定された民間事業者であるA社が行っているが、A社は自らの事業としても国内物流事業を行っており、関西圏にも自前の燻蒸施設及び定温倉庫を保有している。SSFかA社か、いずれの施設を使用するかについては、荷主の意向にもよるとのことであるが、少なくともA社が自社施設に優先してSSFの施設を積極的に利用するとは考えづらく、稼働率の改善も困難であると考えられる。

大阪府及びSSFは将来的に事業の廃止も含めて、青果事業の在り方の検討が必要である。

取扱量および燻蒸量の経年変化 (単位:千C/T)

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
取扱量	9,810	8,908	10,236	13,047	8,569	6,001	6,044	7,729	7,915	8,168	7,475	7,742	7,629	7,406	6,671	6,687	5,846	5,939	6,220	6,161	6,544	6,826	6,234	6,359	6,581	7,522	7,096	6,757	6,580	5,754	5,098	
燻蒸量	7,414	6,979	7,719	9,616	6,217	4,002	3,372	5,078	4,890	5,071	4,591	4,463	5,037	4,304	2,101	2,606	1,392	1,205	1,327	1,102	1,154	907	744	510	959	693	613	478	370	334	203	
燻蒸率	85%	82%	78%	78%	77%	67%	80%	67%	63%	63%	65%	62%	70%	63%	33%	40%	27%	22%	24%	18%	18%	13%	12%	8%	15%	9%	9%	7%	6%	6%	4%	



【意見23 使用料及び貸付料の低廉な設定について】

SSFに対して使用許可及び貸付けを行っている公有財産に関する使用料設定、貸付料設定を見直すことが望ましい。

(理由)

【意見20 指定出資法人に多額の余剰資金を保有させることの妥当性について】で述べているようにSSFには運転資金や借入金を大きく上回る余剰資金が存在している。この余剰資金は、大阪府がSSFから収受している使用料・貸付料が低廉であることが、発生の大きな要因であるといえる。特に上屋賃貸事業及びヤード賃貸事業から発生する利益は毎期多額であり、結果、平成30年度から令和4年度の5年間で、営業利益の累計額は上屋賃貸事業で10億円、ヤード賃貸事業で10億円、あわせて20億円にのぼる。

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	期間合計
上屋賃貸事業	179,022	215,505	234,268	201,511	172,391	1,002,699
ヤード賃貸事業	164,877	211,078	185,823	223,990	249,058	1,034,828

こうした状況について、平成19年度の包括外部監査においても、「利用価値に見合った賃貸料を設定することを検討してもよいのではないかと考えられる(意見)」といった意見が出ている。

このような状況の改善のため、大阪府は再度SSFへの使用料設定、貸付料設定を見直すことが望ましい。

【意見24 公募役員選考委員会の委員選任】

SSFは、公募役員選考委員会の委員を選任する際、現職の取締役以外の者を選任することが望ましい。

(理由)

前記5(4)アのとおり、SSFでは代表取締役候補及び常務取締役候補について公募による選考が行われているところ、代表取締役候補の選考委員会については現職の常務取締役が、常務取締役候補の選考委員会については現職の代表取締役が委員となっている。

この点、公募対象である役職候補者には現職者が応募することも可能であり、実際に、本書作成時点の代表取締役及び常務取締役は、いずれも在職中に次期代表取締役候補者、常務取締役候補者の公募に応募し、選考委員会による選考を受けている。

現職の代表取締役及び常務取締役が、相互に相手方の選考委員となることは、外部者に選考の判断過程において、自己の選考への影響を考慮して適切な判断を行うことが出来ないのではないかとというおそれを外部者に抱かせるものであり、かかる委員構成は、

「大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン」が求める公募の公平性について疑義を生じかねない。

そのため、上記のように、公募による選考対象者が他の役員候補者の選考委員となる状況が生じないよう、SSFは役員候補者の公募に係る選考委員について、従前委員となっている現職の代表取締役又は常務取締役に代わり、外部の有識者又は非常勤の社外取締役（大阪府派遣職員を除く。）を任命することが望ましい。

【意見25 SSFに関する今後の方向性の見直し】

大阪府は、SSFと阪神国際港湾の経営統合という方針について見直しの是非を検討すべきである。

（理由）

前記第5.7のとおり、大阪府は平成26年度よりSSFの今後の在り方について、阪神国際港湾（旧大阪港埠頭株式会社、神戸港埠頭株式会社）との経営統合を方針として打ち出しているが、現在まで約9年の間実現していない。

大阪府によれば、SSFと阪神国際港湾との経営統合には、「経営統合により、事業者が利用したい航路など双方の港の施設情報について、利用者の求めに対し現状よりもスピーディーに対応でき、円滑な利用促進を図れるなどのメリットが考えられる」ことから、現時点においても経営統合の方針は継続されているとのことであった。

しかしながら、かかる利用者の要望に対する迅速な対応や円滑な利用促進については、現在SSFと阪神国際港湾が進めている港湾情報の共同発信やフェリー振興などの府市港湾における事業連携やその他の連携方策による実現も可能であると考えられる。

また、SSFと阪神国際港湾との経営統合を実施するには、関係団体との種々の調整が必要であるが、その調整が進んでいないこと等の課題が存在することも判明している。

上述のとおり、SSFと阪神国際港湾との経営統合が約9年間停滞している現状に加え、上述のような課題が存在することもあわせ考えれば、現時点においては、平成26年当時に決定された経営統合の必要性自体に変化が生じている可能性があり、再度当該方針が適切であるかを含めた検討を行う必要があると思料する。

【意見26 阪神国際港湾との経営統合】

大阪府は、SSFの今後の在り方につき、阪神国際港湾との経営統合という方針を維持する場合、各課題の解消に向けて具体的なスケジュールを定めて取り組むとともに、適時その進捗を報告されたい。

（理由）

既述のとおり、SSFと阪神国際港湾との経営統合実現にあたっては、関係団体との調整に関する課題や、増資等による新たな資金投入の必要性等財務面の課題が存在する。

しかしながら、出資者が異なる団体間で経営統合を実現するに際して、関係団体との

調整が必要となることや、何らかの財政的支出が生じることは、当然想定し得る事象である。

大阪府は、経営統合を推進する方針に従って、関係団体との間で協議を継続しているものの、約9年の期間を経た現在においても、統合の対象事業や統合後の出資比率について、具体的な方針や案が何ら定まっていない。かかる状況が望ましいものでないことはいうまでもなく、【意見25 S S Fに関する今後の方向性を見直し】に記載したとおり、方針自体の見直しの可否を検討すべき状況にある。

大阪府が、S S Fの今後の指定出資法人としての在り方を検討した上で、阪神国際港湾との経営統合を進める方針を維持するのであれば、具体的なスケジュールを定めて経営統合の課題となる事項の解消に取り組むことが望ましい。また、策定したスケジュールについては進捗管理を行うとともに、進捗の状況を公表し、必要に応じてスケジュールを修正しながらこれを進めるべきである。

以上